

2022(令和4)年度 寺院振興支援対策

＜推進ガイドライン＞

浄土真宗本願寺派
寺院活動支援部
＜過疎地域対策担当＞

目 次

I. 「寺院振興支援対策」の基本方針	P1
II. 2022（令和4）年度 寺院振興支援対策推進計画	P2
・ 2022(令和4)年度 寺院振興支援対策推進計画（取組み内容）	P4
III. 寺院振興支援にかかる支援体制等について	
・ 「寺院振興金庫」のご案内	P6
・ 「教区寺院振興対策委員会開催報告書」	P8
・ 「教区寺院振興支援対策推進助成金」交付基準	P10
・ 「過疎対応支援員」配置の経緯、進捗状況について	P15
・ 「過疎対応支援員設置要綱」	P17
・ 「過疎対応支援員設置要綱」の所掌事項に関する具体的取り組み	P19
・ 「過疎対応支援員にかかる待遇及び事務対応について」	P20
・ 「過疎対応支援員」活動報告書	P21
・ 「離郷門信徒のつどい」（ふるさとの会）開催のご提案	P23
・ 「寺おこし事業（事例）の紹介」について	P29
・ 「寺おこし事業の紹介」実施要項	P30
・ 寺おこし事業の紹介	P32
・ 今後の寺院の在り方、存続の方途について	P33
・ 「寺院振興に向けた相談窓口」	P34
・ 「寺院振興に向けた相談窓口」 ご相談フォーム	P35
IV. 関連資料	
・ 解散寺院数、理由	P36
・ 寺院振興支援（過疎対策）に関するデータ	P37
・ 維持可能な伽藍建築の可能性	P42
V. 関連法規	
・ 「寺院振興対策基本規程」（平成20年2月29日 宗則第1号）	P44
・ 「寺院振興対策基本規程施行条例」（平成20年6月27日 宗達第14号）	P47
・ 「寺院振興金庫設置規程」（平成20年2月29日 宗則第2号）	P49
・ 「寺院振興金庫設置規程施行条例」（平成20年6月27日 宗達第15号）	P51
・ 「寺院規程」（昭和27年3月25日 宗則第15号）	P55

「寺院振興支援対策」の基本方針

■「過疎地域」の定義

宗門における「過疎地域」は、国の定める「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」（以下「過疎法」）に定義される過疎地域を適用し準用する

次の地域を宗門において「過疎地域」と定める。

「過疎地域市町村」

人口要件かつ財政力要件ともに該当する市町村。

（「過疎法」第2条及び第41条）

「過疎地域とみなされる市町村」

過疎地域市町村を含む合併による新市町村は、過疎地域市町村の要件に該当しなくても、一定の要件に該当する場合には過疎地域とみなされる。

（「過疎法」第42条）

「過疎地域とみなされる区域のある市町村」

過疎地域市町村を含む合併による新市町村は、過疎地域市町村の要件かつ過疎地域とみなされる市町村の要件ともに該当しない場合でも、その新市町村のうち合併前に過疎地域であった旧市町村の区域は過疎地域とみなされる。

（「過疎法」第3条）

■「寺院振興支援対策」

＜目的＞ 宗門の伝道教化基盤の充実振興を図る

＜対象＞ 「過疎地域」に所在する寺院、並びに過疎化現象から生じる門信徒数の減少などにより、寺院の護持・運営が困難な状況にある寺院が、「寺院規程」に定める“寺院の目的”を果たすことができない、または将来その可能性が高い寺院

＜方法＞ ○「寺院規程」に定める“寺院の目的”を果たすことができるよう支援する
○寺院の実態に即した対応をするため、教区と綿密な連携を図る
○寺院の護持・運営等に関する相談に対応する

以 上

[註] 2012(平成24)年度寺院活動支援部＜過疎地域対策担当＞立案第15号（平成25年3月4日付決裁）に基づき策定。

2021(令和3)年度寺院活動支援部＜過疎地域対策担当＞立案第22号（令和4年4月5日付決裁）に基づき一部変更。

2022(令和4)年度 寺院振興支援対策推進計画

推進項目	推進事項	参考
寺院振興金庫	○寺院の振興及び活動の支援並びに統廃合等に必要資金の貸付、助成。 【宗派支援】 教区寺院振興対策委員会を通じた申請に基づく財的支援	＜令和3年度支援実績＞ ・法座活動：2教区6法座 ・寺院解散・合併： 7教区14ヶ寺 ・寺院設立：2ヶ寺
寺院実態調査 独自対策策定・推進	○人口減少、地域社会の活力低下によって引き起こされる寺院関係者（僧侶・門徒）の問題、課題、対応事例の把握。対策を検討・策定する基本情報の収集。 ○把握した情報を基に、地域性や教区事情など様々な事情を踏まえた効果的な対策策定と推進。 【宗派支援】 対策推進助成金（上限有）の交付	＜調査方法実例＞ ・アンケート調査、ヒアリング（組巡回、移動教務所） ＜対策実例＞ 組活動による法務支援、婚活の開催（後継者対策）、法座活動の支援、長期減免寺院への対応
過疎対応支援員	○過疎対応支援員設置要綱に基づき、各教区の申請に応じ設置し、地域に根ざした相談及び対応を実施。	＜設置教区＞ ・17教区
離郷門信徒のつどい （ふるさとの会）	○ふるさとを離れて過ごす門信徒や核家族世帯の子どもや孫が、浄土真宗のみ教えに触れていただくための場づくり。 ○寺院・組・教区単位いずれの開催も可。 【宗派支援】 「会場参集開催」、「オンライン開催」及び「会場参集とオンライン併用開催」の支援。 会場の無償提供、開催助成金（教区・組・寺）、記念品の交付、オンライン接続補助。 ※助成金は会場参集開催のみ	＜令和3年度開催実績＞ ・本願寺 0件 ・築地本願寺 2件 ・津村別院 0件 ・広島別院 2件 ・札幌別院 1件 ・オンライン 1件 合計 6件 （新規1件、参加者275名）
地域・寺院活性化 （実践事例紹介）	○「地域・寺院活性化」を目的とした事業や事例の情報収集及び紹介。 ○「過疎問題への対応実例」情報の収集及び紹介。（「今後の寺院のあり方、存続の方途」） 【宗派支援】 宗派公式WEBサイトでの情報提供	宗派webサイトへ事例掲載 ＜事業例＞ ・8件 ＜実践事例＞ ・36件

相談窓口	○人口減少・少子高齢化・核家族化などの影響で、護持・運営が困難な現状や将来展望等についての相談窓口。 【宗派支援】 メール、FAX、文書での相談受付	＜相談実績（主な内容）＞ ・宗派の取り組み内容 （各種資料請求など） ・寺院護持・存続 （自坊の行く末、後継者問題など）
その他	○「持続可能な寺院のあり方を検討、運用」する取り組みとして、他宗派や龍谷大学と連携した地域・寺院活性化の推進・研究。 □龍谷大学との連携（学生との取り組み） 「龍谷大学農学部インターンシップ」等による地域活性化への取り組み □他宗派との連携 超宗派による「過疎問題連絡懇談会」での情報共有など □お寺ステイの研究 宿坊についての研究 □維持しやすい伽藍（多目的礼拝施設）の提案 寺院施設新築計画検討に資する情報の提供	宗派WEBサイト及び宗報等で情報を掲載

2022（令和4）年3月31日現在

2022(令和4)年度 寺院振興支援対策推進計画（取組み内容）

1. 寺院振興金庫について

- 一般寺院の振興支援と、国内開教の促進を図るための財的支援（貸付・助成）を推進する。
- 「法座活動が困難な寺院」への支援。
教区の「人的支援」に対し、助成金を交付。教区内寺院の実情をもとに、布教団や過疎対応支援員と連携を図るなど、「法座活動の支援」について検討する。

2. 各教区寺院振興対策委員会への支援（寺院実態調査・独自策策定）について

- 教区の過疎問題に対応する寺院実態調査や、講演会、寺院子弟研修会、婚活イベント法座活動の支援など、教区の独自対策に対して助成を交付。（過疎対応支援員との連携も含む）

3. 過疎対応支援員について

- 過疎対応支援員設置要綱に基づき、過疎対応支援員の任命及び研修を行い、教区寺院振興対策委員会と協力し、過疎化現象から生じる諸問題の解決・対応並びに、寺院・門信徒が共同し行う寺おこし事業などを支援する。
令和4年3月15日現在、17教区（長野、富山、石川、福井、岐阜、滋賀、京都、奈良、和歌山、山陰、四州、備後、安芸、山口、大分、宮崎、鹿児島）に配置。
上記以外の指定教区3教区（国府、高岡、兵庫）においては、教区寺院振興対策委員会で候補者選出について引き続き協議を依頼する。
上記以外の教区においても、要望により支援員設置可能であることを引き続き周知を行う。なお、過疎対応支援員より、定期的に情報交換や活動に資する研修の場を提供するため、「過疎対応支援員連絡会」を引き続き開催する。

4. 離郷門信徒のつどい（ふるさとの会）開催について

- これまで開催会場は、本願寺・築地本願寺・名古屋別院・津村別院であったが、近年は国府別院・顕道会館・広島別院等での開催もあり、会場使用に伴う無償提供の協力依頼を行う。また、オンライン開催及びオンライン併用開催の推奨を行う。

5. 地域・寺院活性化（実践事例紹介）

- 地域や寺院活性化に取り組む寺院振興策・実践事例等について、各教区からの情報提供を依頼し、宗派公式WEBサイト等にて情報発信をする。

6. 相談窓口

- 人口減少、少子高齢化、後継者問題、教区内寺院の紹介、解散・合併等の事務手続きの指導等、教区内寺院が相談しやすい窓口の設置を依頼する。併せて、宗派の相談窓口についても周知する。

7. その他

- 宗門総合振興計画『基本方針Ⅲ．宗門の基盤づくり』の中で、「持続可能な寺院のあり方を検討、運用」する取り組みとして、他宗派や龍谷大学と連携などによる地域・寺院活性化を推進するもの。

□龍谷大学農学部インターンシップ事業

龍谷大学農学部と連携し 2016(平成 28)年度よりお寺を中心とした「農業体験」や「お寺体験」を通じ、「人の交流」による地域活性化に取組を推進する。

□龍谷大学社会学部社会共生実習

寺院の活動（サロン、子ども食堂、門前町活性化）へ参加し、地域活性化に資する企画を検討し実践する。

□お寺 de 農業インターンシップ

お寺を中心とした地域の農業に関わる産業を体験し、田舎暮らしに関心を持つ機会を提供することを目的とする。

□他宗派との連携（み教えを次世代につなげる研究）

過疎問題連絡懇談会（全体会は年 1 回、学習会・情報交換等は年数回開催予定）
過疎問題に関する各教団の現状や対策を共有する「過疎問題連絡懇談会」（本派協賛、大谷派事務局）、学習会、情報交換・研究を行う。

※事務局教団は、本願寺派と大谷派との間で 2 年ごとに交代となる。
その他、個別に各教団との情報共有についても、引き続き実施していく。

□お寺ステイの研究（宿坊、寺院収入、人的交流、地域おこし）

宗門総合振興計画で、「持続可能な寺院のあり方を検討、運用」の取組として、宿坊による寺院の新たな収入と人の交流から地域・寺院の活性化を検討する。

□維持しやすい伽藍（多目的礼拝施設）の提案

提案図面を、宗派公式 WEB サイト、宗報、推進ガイドラインにて情報提供を行う。

「持続可能な伽藍建設の可能性」として、納骨堂・合葬墓・会館等の提案について検討する。

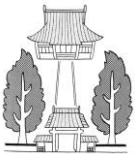
以 上

寺院振興金庫のご案内

親鸞聖人750回大遠忌宗門長期振興計画の重点項目として「過疎・過密対策」が掲げられ、その対策の1つとして一般寺院の振興支援並びに国内開教の促進を図るための財的支援(貸付・助成)を目的に設置されたのが、「寺院振興金庫」です。この金庫が行う貸付・助成内容については以下の通りです。

なお、貸付利息は、実際に貸付を行う年度の4月1日の基準割引率及び基準貸付利率に、0.5%を加算した数を乗じた額になりますので、ぜひご活用ください。

<貸付>

区分	貸付種類	貸付条件	貸付額		貸付期間 (据置期間含む)
国内開教対策	① 開教拠点の設置	国内開教の必要が認められる地域で、新たに寺院の設立を目的とした開教拠点を設置する場合	1口 100万円	上限30口 (特別に理由がある場合で 総局が認めた場合50口)	20年以内 
	② 主たる事務所の移転	国内開教の必要が認められる地域で、寺院又は非法人寺院の主たる事務所を移転する場合	1口 100万円	上限10口 (特別に理由がある場合で 総局が認めた場合30口)	10年以内
	従たる事務所の設置	国内開教の必要が認められる地域で、新たな寺院活動を目的とした従たる事務所を設置する場合	1口 100万円	上限10口	
	③ 都市開教専従員の開教活動資金	都市開教専従員の当初の開教活動資金として必要な場合	1口 100万円	上限10口	20年以内
寺院振興支援対策	④ 本堂新築・修復	寺院又は非法人寺院の機能の振興を目的として、本堂新築又は修復の場合	1口 100万円	(新築)上限20口 (修復)上限10口 	10年以内
	⑤ 境内建物その他施設・環境の整備	寺院又は非法人寺院の公益的活動の展開を目的として、社会福祉及び介護等にかかる施設や設備の新設・購入、並びに境内建物その他施設におけるバリアフリー環境の整備を行う場合	1口 100万円	上限5口	10年以内
	⑥ 寺院後継予定者就学資金	寺院後継予定者の就学資金として借り入れたい場合 (短期大学を含むすべての大学及び仏教学院における就学期間を対象)	1カ年 50万円	最長4カ年 (50万円×4年)	10年以内 ※就学期間終了後から返済開始
借換	資金の借換え	銀行その他の金融機関からの借入金の返済資金に充当する場合	上記①～⑤の借入目的に応じた、同貸付額及び同貸付期間		

<助成>

助成種類	助成条件	助成額	助成方法
① 寺院の設立	新たに宗教法人たる寺院を設立したとき	100万円	住職の申請により、 寺院に対して交付します
	新たに非法人寺院を設立したとき	50万円	
② 開教拠点の設置	新たに寺院の設立を目的とした開教拠点（都市開教専従員の駐留拠点含む）を設置したとき	20万円	
③ 法座活動の支援	寺院又は非法人寺院の活動支援を目的として、教区が人的支援を行ったとき （ex.住職が不在等の理由で法座活動が困難な寺院）	一法座につき3万円 （同一法座は年2回まで）	
④ 寺院の合併・解散	寺院又は非法人寺院が合併・解散及びこれに伴う境内建物の除却を行うとき	・寺院の合併にかかる事務費 上限10万円 ・寺院の解散にかかる事務費 上限20万円 ・寺院の合併・解散にかかる境内建物除却費用の半額補助 上限100万円	住職等の申請により、 寺院に対して交付します

◇貸付・助成にあたっては、各教区の寺院振興対策委員会による事前審査を経て、9月末日（必着）までに寺院活動支援部＜国内伝道・寺院伝道支援担当＞へご提出ください。なお、貸付申請については、各寺院の事情を考慮いたしますので、各教区を通じて事前にご相談ください。

浄土真宗本願寺派 寺院活動支援部＜国内伝道・寺院伝道支援担当＞

TEL:075-371-5181（代表）・FAX:075-351-1211

20 () 年 月 日

総 局 御 中

教区寺院振興対策委員会委員長

教 区 教 務 所 長

印

教区寺院振興対策委員会開催報告書

標記委員会を開催いたしましたので、下記の通り報告いたします。

開催期日	20 () 年 月 日 () : ~ :
会 場	教区教務所 会議室
出 席 者	
日 程	

次頁へ続く

協議事項	
協議内容 (詳細)	
特記事項	

以 上

「教区寺院振興支援対策推進助成金」交付基準

教区寺院振興対策委員会が推進する「教区寺院振興支援対策推進計画」に基づく活動について、以下の対象事項へ助成金を交付する。

1. 助成対象

(1) 「寺院実態調査」

教区寺院振興対策委員会委員（委員長含む）及び事務局（教務所職員）が、寺院振興対策を推進するため、現状把握等を目的にした寺院の調査出向にかかる交通費（実費）。

（但し、JR のグリーン料金を除く。他の交通機関を使用する場合もこれに準ずる。※教区巡回は教区事業として対象外）

（実態調査例）

- ・「地理的、状況的に調査が必要と思われる寺院」への調査
（離島、へき地、限界集落、無住、賦課金滞納、不活動、音信不通、解散・合併検討中等）
- ・「寺おこし事業」紹介に向けた事前調査

(2) 「独自対策推進」

「教区寺院振興支援対策推進計画」に基づき、教区独自の対策を策定するための調査、及び独自対策の実施にかかる経費（実費）。

（対策推進事例）

- ・寺院振興支援対策に資する啓発活動
（講演会・シンポジウム開催にかかる講師招聘費）
- ・過疎問題への具体的な対策
（寺院後継者対策：お見合い会実施、都市圏における離郷門信徒のつどい開催、不活動宗教法人寺院の解散事務処理対応、法座活動の支援）

2. 交 付 額

実施にかかる実費額＜上限 2 万円（年間）＞《千円未満切り捨て》
※広域並びに 2 都県以上に亘る教区において、上記(1)寺院実態調査を実施した場合、その助成にかかる上限を 1 万円追加し、3 万円とする。

〔対象教区〕北海道、東北、東京、新潟、東海、兵庫、山陰、四州、備後、長崎、鹿児島

3. 交付方法

教区寺院振興対策委員会委員長からの申請に基づき交付する。
教務所口座に振り込むものとする。

4. 必要書類

- (1) 「寺院振興支援対策推進助成金」交付申請書
- (2) 「寺院振興支援対策」実施報告書
- (3) 「寺院振興支援対策」実施経費明細書

〔註〕 令和 4 年度寺院活動支援部＜過疎地域対策担当＞立案第 2 号(令和 4 年 3 月 17 日付決裁)に基づく。

以 上

總局御中

〇〇教区教務所長

印

今般、〇〇教区寺院振興支援対策として、(寺院実態調査・独自対策)を実施いたしましたので、下記の通り助成金の交付を申請いたします。

記

(交通費・経費等明細書別添)

2. 実 施 概 要 報告書別添

1. 開催後早急に提出すること。
2. 年度末(3月)開催予定の場合、事前に寺院活動支援部＜過疎地域対策担当＞へ報告すること。

以上

「教区寺院振興支援対策」実施経費明細書

①寺院実態調査（交通費）

No.	名 前	役 職	支給額(交通費実費額)
1			
2			
3			
4			
5			
		小 計	①

②独自対策推進（経費）

No.	内 容	内 訳	金 額
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
		小 計	②

(上限20,000円) 合 計 (千円未満切り捨て)	①+②	
----------------------------------	-----	--

※広域並びに2都県以上に亘る教区において、上記①寺院実態調査を実施した場合、その助成にかかる上限を1万円追加し、3万円とする。

[対象教区] 北海道、東北、東京、新潟、東海、兵庫、山陰、四州、備後、長崎、鹿児島

20 (令和) 年 月 日

総 局 御 中

〇〇教区寺院振興対策委員会委員長

〇 〇 教 区 教 務 所 長

印

「教区寺院振興支援対策」実施報告書（実態調査・独自対策）

今般、標記対策を実施いたしましたので、下記の通り報告いたします。

実施期日	20 (令和) 年 月 日 () : ~ :
実施場所 (会場)	〇〇組 〇〇寺 (〇〇別院、〇〇公園、〇〇ホテル)
出向者 (参加者)	
日 程	

次頁へ続く

推進事項 (報告事項)	1. 「寺院実態調査」 ・ ○○組 ○○寺 (にかかるもの) 2. 「独自対策推進」 ・
推進内容 (詳細)	
特記事項	

以 上

「過疎対応支援員」配置の経緯、進捗状況について

2022. 3. 31 現在

1. 経 緯

- 平成 24 年 4 月 新体制に組織が改められた際、「過疎対策に専門に取り組む部署」として寺院活動支援部に過疎地域対策担当が設置された。
- 平成 25 年 3 月 「寺院振興支援対策（過疎対策）の基本方針」を策定。
- 4 月 中央と教区で組織される寺院振興対策委員会へ「寺院振興対策（過疎対策）推進計画」を提示し、教区事情に応じた推進体制を組織。
- 11 月 情報共有及び意見交換を目的とした「教区寺院振興対策委員会連絡協議会」を開催したところ、過疎問題への関心は教区や教区内においても地域によって温度差があることを確認。
- 平成 27 年 1 月 総局員による過疎地域寺院（四州、安芸、山陰、福井、石川）の視察が行われ、地域事情に応じた効果的な対策推進のため、地域に寄り添う支援員配置の検討が始まる。
- ~2 月
- 6 月 「第 25 代専如門主伝灯奉告法要」を機縁とする「宗門総合振興計画」の 3 つの基本方針の 1 つに掲げられる「宗門の基盤づくり」の中で、「過疎問題を抱える寺院に専門的かつ専属的に取り組む「過疎対応支援員」を必要な教区に配置する」こととなった。
- 平成 28 年 1 月 平成 27 年度中、具体的な活動内容や待遇、人選方法について「中央寺院振興対策委員会」で協議。平成元年よりの 26 年間で、解散・合併寺院数が最も多い教区（富山・山陰）を「モデル教区」とするなど「過疎対応支援員設置要綱」が策定された。
- 平成 28 年 7 月 モデル教区に過疎対応支援員 2 名を配置するに至る。
- 9 月 平成 29 年度・30 年度に配置する教区について、『第 9 回・第 10 回宗勢基本調査』の回答結果などに基づく 6 つの要素（3. 要素を参照）を基に検討を行ったうえ、次の 12 教区（国府、高岡、石川、福井、滋賀、奈良、和歌山、兵庫、四州、備後、安芸、大分）を平成 29 年度・30 年度での設置検討教区として平成 28 年度第 1 回の中央寺院振興対策委員会にて了承を得た。
- 平成 29 年 10 月 新たに 6 教区（長野・岐阜・京都・山口・宮崎・鹿児島）を平成 30 年度・31 年度での設置検討教区として平成 29 年度第 1 回の中央寺院振興対策委員会にて了承を得た。【上記 20 の設置教区（長野・国府・富山・高岡・石川・福井・岐阜・滋賀・京都・奈良・和歌山・兵庫・山陰・四州・備後・安芸・山口・大分・宮崎・鹿児島）を、以下、「指定教区」という。）
- 令和 2 年 1 月 指定教区以外の教区から設置の要望がある場合、申請をもって指定教区とできるよう「過疎対応支援員設置要綱」の変更について、令和元年度第 2 回中央寺院振興対策委員会にて了承を得た。
- 8 月 指定教区は、支援員の設置人数を（2 名まで）改正し、未指定教区は、教区寺院振興対策委員会委員長（教務所長）の要望を受け、支援員 1 名を設置できるよう改めた（8 月付）。
- 令和 3 年 6 月 指定教区以外である東海教区より過疎対応支援員設置の申請あり。

○令和 4 年 2 月 申請があった東海教区過疎対応支援員設置について、令和 3 年度第 1 回中央寺院振興対策委員会にて了承を得た。

2. 進捗状況 平成 28 年度 2 教区（富山、山陰）、
平成 29 年度 5 教区（石川、滋賀、四州、備後、安芸）、
平成 30 年度 2 教区（岐阜、奈良）、
令和元年度 2 教区（福井、和歌山）
令和 2 年度 5 教区（京都、山口、大分・宮崎・鹿児島）
令和 3 年度 1 教区（長野）
に過疎対応支援員を配置。
他の 3 教区についても調整を進めている。

3. 要 素 『第 9 回・第 10 回宗勢基本調査』の回答結果などに基づくもの
(1) 「20 年後の寺院護持・運営の見通し」として、護持運営が出来ない、きびしいとの回答が多い教区。
(2) 「今後の寺院の護持・運営について、まったく出来ない。護持・運営がきびしい」との回答が多い教区。
(3) 「将来的に寺院の解散・合併を考えている」との回答が多い教区。
(4) 平成 28 年度に賦課金の全免・減免措置数が多い教区。
(5) 教区内に離島・広域な組があり、教区寺院振興対策委員が宗派担当部署と協力して不活動、住職不在寺院などの現況確認、振興対策の推進をしている教区及び総局員が出向した教区。
(6) 平成元年度から平成 26 年度の間で解散・合併数が多い教区。

以 上

過疎対応支援員設置要綱

1. 趣 旨 過疎地域などに所在する寺院及び過疎化現象から生じる門信徒数の減少などで、寺院の護持・運営が困難となり、寺院規程（昭和27年宗則第15号）第3条に規定する“寺院の目的”を果たすことができない、又は将来その可能性がある寺院に対して振興及び総合的対応を図るため、過疎対応支援員（以下「支援員」という。）を置く。
2. 活動内容
 - 1) 支援員は、教区寺院振興対策委員会と協力し、過疎化現象から生じる諸問題の解決及び対応並びに寺院及び門信徒が周辺地区と共同で寺おこし事業などを行う場合の支援を行う。
 - 2) 支援員の活動は、週平均2日程度（週20時間以内）を原則とする。
3. 設置基準
 - 1) 総局は、解散又は合併寺院数が多い2教区（富山及び山陰）及び別表に定める過疎問題の要素に該当する教区のうち、特に支援員の活動を必要とする18教区（長野、国府、高岡、石川、福井、岐阜、滋賀、京都、奈良、和歌山、兵庫、四州、備後、安芸、山口、大分、宮崎及び鹿児島）に、支援員1人を置く。但し、活動地域が広域に亘るなど、特別な事由があるときは、2人以内置くことができる。
 - 2) 前項のほか、教区寺院振興対策委員会委員長（教務所長）より、教区の事情に鑑み、設置の要望があった場合、総局は、中央寺院振興対策委員会の議を経て、支援員を置くことができる。
4. 資格・任命 支援員は、次の各号に掲げる条件に該当する者のうちから、教区寺院振興対策委員会委員長（教務所長）が推薦し、所定の研修を受けた者について総長が任命する。この場合において、教区寺院振興対策委員会委員長（教務所長）が推薦する者については、事務員資格試験に合格している者、法務員資格試験に合格している者、布教使として任用されている者及び普通運転免許等の資格を有する者が望ましい。
 - ① 教師資格を有する者
 - ② 宗門法規を遵守し、職務に従事できる者
 - ③ 教区の事情を理解し、信頼関係を築くための調整力を有し、宗務を理解している者
5. 任 期 支援員の任期は、2会計年度とする。
6. 所掌事項 支援員は、寺院活動支援部及び教区寺院振興対策委員会と連携し、次の各号に掲げる事項をつかさどる。
 - ① 地域・寺おこし事業の提案に関すること（行政・学校関係との協力）
 - ② 寺院の運営に関する相談に応じること
 - ③ 寺院の活動実態の把握に関すること
 - ④ 法要・儀式・法座活動の開催支援又は相談に応じること
 - ⑤ 宗派施策の周知に関すること
 - ⑥ 解散又は合併の相談に応じること
 - ⑦ 総局及び教区寺院振興対策委員会に活動計画及び報告書の提出を行うこと
 - ⑧ 前号のほか、総局が指示すること
7. 待遇関係
 - 1) 総局は、支援員に対し、教区寺院振興対策委員会委員長（教務所長）からの報告書に基づき、日給又は時給及び活動に伴う諸経費を支給する。
 - 2) 支援員は、活動にあたり、総局が指定する傷害・医療保険に加入するものとし、かかる経費は宗派が負担する。

3) 前2項のほか、支援員の待遇について必要な事項は、別途内規に定める。

8. 守秘義務 支援員は、寺院関係者及び門信徒の個人情報の保護に万全を期するものとし、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

9. 研 修 支援の充実を図るため、支援員に対しては必要な研修会を実施する。

10. そ の 他 1) 支援員は、活動にあたり、弁護士、司法書士、税理士又は労務士等に相談する必要があるときは、事前に寺院活動支援部に報告するものとする。

2) この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に必要な事項は、中央寺院振興対策委員会の議を経て、総局が定める。

附 則

この要綱の一部変更は、令和2年8月24日より施行する。

別表

過疎問題の要素

『第9回及び第10回宗勢基本調査』の回答結果などに基づくもの

- (1) 「20年後の寺院護持・運営の見通し」として、護持運営が出来ない、きびしいとの回答が多い教区
- (2) 「今後の寺院の護持・運営について、まったく出来ない。護持・運営がきびしい」との回答が多い教区
- (3) 「将来的に寺院の解散・合併を考えている」との回答が多い教区
- (4) 平成28年度に賦課金の全免・減免措置数が多い教区
- (5) 教区内に離島・広域な組があり、教区寺院振興対策委員が宗派担当部署と協力して不活動、住職不在寺院などの現況確認、振興対策の推進をしている教区及び総局員が出向した教区
- (6) 平成元年度から平成26年度の間で解散・合併数が多い教区

[註] この要綱制定当初の施行は、2015(平成27)年度寺院活動支援部<過疎地域対策担当>宗門総合振興計画基本立案第2号(平成28年1月29日付決裁)に基づき施行。

以 上

「過疎対応支援員設置要綱」の所掌事項に関する具体的取り組み

	所掌事項	関連事項
①	地域・寺おこし事業の提案に関すること（行政・学校関係との協力）	
	・宗派にて事例収集の「寺おこし事業（寺院振興事業）」、「今後の寺院の在り方、存続の方途について」に基づく事業提案	推進ガイドライン P32～33
	・インターンシップ事業への参画推進	宗派公式WEBサイト 「宗門の過疎対策」参照
	・お寺ステイ事業への参画推進	寺院を拠点に、門信徒と共に農業、林業、漁業などの体験及びクラブの合宿施設としての利用を目指す施策検討中 ※現在、モデルケース寺院の募集は中止し、提案内容を検討中
②	寺院の運営に関する相談に応じること	
	・宗教法人法、宗門法規に基づく運営状況の確認、相談。	下記内容
	宗教法人法：寺院活動支援部 公開サイト掲載の『お寺の情報箱』の「宗教法人運営の手引き」を活用した運営相談	宗派公式WEBサイト 関連リンク 「宗派運営部門」内
	宗門法規：「寺院規程」に基づく運営状況の把握及び相談	推進ガイドライン P55～59
	・「寺院サポート講座」（仮）を活用した運営相談	僧侶養成部との連携した取り組み
③	寺院の活動実態の把握に関すること	
	・法要、儀式、法座の開催・案内状況の把握	取り組みの状況・内容把握ののち、下記④⑤に記載の宗派施策を提案。教区と連携した取り組み検討等
	・離郷門信徒への対応把握	
	・地域・寺おこし事業の実態把握	
④	法要・儀式・法座活動の開催支援又は相談に応じること	
	・住職不在等で活動困難な寺院との開催に向けた相談	推進ガイドライン P6～7
	・教区と連携した開催支援 教区布教団と連携した布教使派遣、及び寺院振興金庫の助成金活用等	
⑤	宗派施策の周知に関すること	
	・独自の地域・寺おこし事業事例収集及び宗派へ報告	推進ガイドライン P29～33
	・「離郷門信徒のつどい」支援	推進ガイドライン P23～28
	・寺院振興金庫による貸付・助成	推進ガイドライン P6～7
	・多目的礼拝施設モデルの紹介	推進ガイドライン P42～43
	・龍谷大学と連携した事業（農業インターンシップ）への参画	宗派公式WEBサイト 「宗門の過疎対策」参照
	・お寺ステイ事業の取り組み推奨	上記①に内容記載
	・都市開教への取り組み推奨	築地本願寺、各都市開教対策本部と連携した対応
⑥	解散又は合併の相談に応じること	
	・「寺院解散の手引き」、「寺院合併の手引き」に基づく手続き相談及び補助	寺院活動支援部 （一般寺院担当）作成冊子参照
⑦	総局及び教区寺院振興対策委員会への活動計画及び報告書の提出を行うこと	
	・教区寺院振興対策委員会と連携した活動方針の計画策定	教区寺院振興対策推進計画に基づく、活動方針の策定
	・月々の活動報告書提出	推進ガイドライン P22
⑧	前号のほか、総局が指示すること	

◆寺院の実態調査については、「質問シート」を活用した把握を実施する

「過疎対応支援員にかかる待遇及び事務対応について」

過疎対応支援員にかかる待遇及び事務対応は以下の通り定める。

1. 待 遇
 - 1) 給料・諸経費の支給

「活動実施報告書」に基づき、日給(時給)及び活動に伴う諸経費(宿泊・移動等)を支給する。

※活動は週 20 時間以内(平均 2 日程度)を基本とする。

日給及び宿泊・交通費等は以下の通りとする。

<日 給> 1 日あたり 10,000 円(8 時間以上)

※4 時間以上 8 時間未満は半額を支給する

<時 給> 4 時間未満の場合時給換算とする。

1 時間あたり 1,250 円

<宿泊費> 1 泊あたり 9,000 円

<交通費> 公共交通機関による実費を基本とする

※会所への効率性から、自家用車等による移動の場合、10 km あたり 200 円にて算出

<諸 費> 有料道路代、その他必要と認められるものについては領収書を添付のこと

<特記事項> 過疎対応支援員に支給する交通費及び宿泊費については「宗務所員給与規程施行条例」の規定を準用する
 - 2) 傷害総合保険への加入

宗派が指定する傷害総合保険に加入する
 - 3) その他

記載に無い事項は宗派及び教区寺院振興対策委員会委員長(教務所長)と協議して適切に対処する
2. 事務対応
 - 1) 過疎対応支援員(以下、支援員)は、活動の有無に関わらず月々「活動実施報告書」を寺院振興対策委員会委員長(以下、教区)宛に提出しなければならない。
 - 2) 教区は、支援員より受けた報告内容を取りまとめのうえ、期日(毎月 10 日締切)までに宗派担当へ提出すること。
 - 3) 宗派担当は、教区より受けた報告内容を総局へ報告するとともに、内容精査のうえ、報告書に基づく給料・経費等を当該人の指定する口座へ支給事務を行う。
 - 4) 初動に支障なきよう宗派は教区宛に支度金(10 万円)を交付する。

[註] 2017(平成 29)年度 寺院活動支援部<過疎地域対策担当>
宗門総合振興計画基本立案第 25 号(平成 30 年 1 月 12 日付決裁)に基づく。

以 上

(書式1)

活動報告書 (過疎対応支援員)

年 月 日

総 局 御中

報告者

教区寺院振興対策委員会委員長



このたび、当教区における過疎対応支援員の活動について下記の通り報告いたします。

記

1. 報告内容 教区内 過疎対応支援員活動 (月分)

2. 支給額 円

支援員：現地出向にかかる必要経費（領収書別添）※日給・時給含む

3. 添付書類 活動報告書 件

4. 特記事項

(書式2)

活 動 報 告 書

年 月 日

活動日時	年 月 日 ()	場 所	
	: ~ :	面談者他	
活動内容及びその対応 (及び検討課題)		同席者他	
(出向理由、協議内容、対応内容、検討課題)			
出向経費 ￥	交通費 (移動距離)	宿泊費	諸費
領収書別添 <内訳>	¥	¥	¥
写真報告別添 有・無	教区教務所確認者	/	㊟

報告者 _____ 教区 過疎対応支援員: _____ ㊟

「離郷門信徒のつどい（ふるさとの会）」開催のご提案

宗門では、ふるさとを離れて過ごされている門信徒の方々への伝道場として、本山本願寺、築地本願寺、教務所又は直属寺院における会場参集型での開催や、オンライン（web）を用いて開催する「離郷門信徒のつどい」を奨励しています。

「離郷門信徒のつどい」を開催する団体に対して、開催内容に応じた助成金や記念品の交付を行う支援をいたしておりますので、ご活用ください。

【支援内容】

＜会場参集開催＞

（１）会場に離郷門信徒を集め開催する場合

○本山参拝を機に、ふるさとを離れて居住されている方をご案内して、つどいを開催する場合

会 場	支援内容	申込先	申請書	備 考
本山本願寺 (聞法会館、安穩殿、伝道本部、大谷本廟など)	①会場・備品等の無償貸与 ②当日の開催準備及び補助 ③助成金（寺院 5 万、組 10 万、教区 15 万） ・記念品（仏事奨励リーフレット）の交付	寺院活動支援部 〈過疎地域対策担当〉	①開催申込書 (PDF) ②助成金交付 申請書 (PDF)	

○首都圏に移住された方を集め開催する場合

会 場	支援内容	申込先	申請書	備 考
築地本願寺	①会場・備品等の無償貸与 ②当日の開催準備及び補助 ③助成金（寺院 5 万、組 10 万、教区 15 万） ・記念品の交付	築地本願寺 教化育成部 〈教化推進担当〉	①開催申込書 (PDF) ②助成金交付 申請書 (PDF)	

○各地の教務所や別院付近に移住された方を集め開催する場合

会 場	支援内容	申込先	申請書	備 考
教務所又は 直属寺院	①会場・備品等の無償貸与 ②当日の開催準備及び補助 ③助成金（寺院 5 万、組 10 万、教区 15 万） ・記念品（仏事奨励リーフレット）の交付	寺院活動支援部 〈過疎地域対策担当〉	①開催申込書 (PDF) ②助成金交付 申請書 (PDF)	会場の空き状況は各所へ事前に要確認

＜オンライン開催＞

(2) 離郷門信徒を会場へ集めず、主催者が会場からオンラインを利用して開催する場合

○オンライン環境が整っている場合

会 場	支援内容	申込先	申請書	備 考
一般寺院又は 非法人寺院 (活動拠点を含む)	①記念品（仏事奨励リーフレット）の交付 ②オンライン会議システム（Zoom）による接続方法の説明及び接続補助	寺院活動支援部 〈過疎地域対策担当〉	①開催申込書 (PDF)	記念品は着 払いで送付

○自坊ではオンライン環境が整っていない場合

会 場	支援内容	申込先	申請書	備 考
本山本願寺 築地本願寺 教務所又は 直属寺院	①会場・備品等の無償貸与 ②当日の開催準備及び補助 ③記念品（仏事奨励リーフレット）の交付 ④オンライン会議システム（Zoom）による接続方法の説明及び接続補助	寺院活動支援部 〈過疎地域対策担当〉	①開催申込書 (PDF)	・ 記念品は着 払いで送付 ・ オンライン 環境を利用 できる会場 もあります ので、各会 場へ要確認

＜会場参集開催＞＜オンライン開催＞の併用開催

(3) 上記(1)にある会場へ離郷門信徒が集まり、かつ、オンラインを利用して開催する場合

上記(1)(2)を併用した支援を行います。開催を検討している場合、事前に寺院活動支援部〈過疎地域対策担当〉までお問い合わせください。

- ※1 申込に際し、代表者として住職若しくは住職代務又は組長、教務所長、沖縄県宗務事務所長、輪番、主管が申し込みください。なお、開催について事前に所属教区教務所へご報告ください。
- ※2 助成金の交付対象は、【会場参集開催】による開催の場合となります。
- ※3 助成金の交付は、1会計年度中2回までとし、同会場での交付は1回までといたします。
- ※4 助成金の交付額は会計年度によって変動する可能性がありますので、ご確認ください。
【2022年度助成金交付額表 (PDF)】
- ※5 申込書受理後、開催内容等を確認したうえ、助成金の交付が決定したときは、申込先から申請者に対して通知いたします。
- ※6 助成金は、申請内容と実施内容が合致しない場合、又は開催が中止になった場合は交付いたしません。

「離郷門信徒のつどい」（ふるさとの会）開催申込書

申込日 年 月 日

団体名	
期 日	年 月 日（曜日） 時 分 ～ 時 分
参加人数	約 名
内 容 日 程	

●本山、教務所又は直属寺院を会場とした開催の場合は以下の項目をご記入ください。

会 場	希望会場
	※下記会場よりお選びください。（お内仏、視聴覚機材有） ☐ 安穩殿2階読経所（150畳） ☐ 聞法会館1階総会所（184畳） ☐ 聞法会館1階和室（44畳） ☐ 聞法会館3階研修室（椅子140席） ☐ 聞法会館3階多目的ホール（椅子200席） ☐ その他
借用備品 など	☐ 仏具（蠟燭、香炉、華など） ☐ 焼香卓（焼香一式） ☐ 机 ☐ 経本（おつとめ ・ 冊） ☐ マイク ☐ 視聴覚機材 ☐ その他（ ） ※必要な備品に印をしてください

●オンライン開催の場合は以下の項目をご記入ください。

オンライン	配信会場
	システム ☐ Zoom ☐ その他（ ）
	システム利用メールアドレス（申請者）

申 請 書
所 属 寺
教区 組 寺
氏名 印

住所 〒 TEL（ ） ー

受付日	受付者
/	

年 月 日

浄土真宗本願寺派

総長 石 上 智 康 様

(教区・組・寺院)

申請者

印

「離郷門信徒のつどい」(ふるさとの会) 開催助成金交付申請

このたび、当(教区・組・寺院)におきまして「離郷門信徒のつどい」(ふるさとの会)を開催いたしますので、助成金を交付いただきたく、申請いたします。

記

申請額 円

名 称	
開催日時	年 月 日 () : ~ :
会 場	その他 ()
参加寺院	(複数寺院で開催する場合、参加寺院(組・寺号)をご記入ください)
備 考	

※ 必ず開催の2週間前までにご提出ください

開催後、助成金を振込いたしますので、振込先通知書(別紙)をご提出ください。

○申請内容が助成目的に合致しない場合や、締切期限を越えた場合は交付できません。

○開催が中止もしくは延期になる場合は必ずご連絡ください。

以 上

年 月 日

寺院活動支援部＜過疎地域対策担当＞御中

「離郷門信徒のつどい」助成金振込先通知書

記

金融機関名	
本・支店名	
種 類	1 普通 2 当座 3 その他（ ）
口座番号	
口座名義	
備 考	

※上記口座へ振り込みいただきますようご通知いたします。

教区 組 寺

申請者 ⑩

2022（令和4）年度 「離郷門信徒のつどい」 助成金交付額表

開催区分		助成額
教区開催		15万円
組開催		10万円
寺院開催	11か寺以上	15万円
	4か寺以上10か寺以内	10万円
	3か寺以内	5万円

「寺おこし事業（事例）の紹介」について

全国的に過疎・少子高齢・核家族化の影響を受け、寺院の存続が危ぶまれている現状があります。

ご自坊やお知り合いの寺院において、「寺院の活性化」や寺院周辺の「地域おこし」に取り組んでおられる事業や活動がありましたらご紹介ください。宗派公式 web サイトなどで事例紹介いたします。

例えば、お寺でご門徒と取り組んでいる農作物やその加工品については、法座や行事の記念品として、また、宿坊や精進料理をされているのであれば研修旅行として利用いただくなど、寺院の交流を通して、より活発な寺院活動に結びつくことを願っています。

事業以外にも、「今後の寺院の在り方、存続の方途」に資する活動事例についてもご紹介いたします。「寺おこし」に取り組んでいる事業や活動がございましたら、是非お知らせください。

例）「私が取り組んでいる〇〇〇〇を他の寺院に紹介します」

「近くの〇〇寺さんが、こんな取り組みをされています」

「〇〇組では、こんな取り組みをしています」

■「寺おこし事業」

事業	内容（具体例）
物品の生産・加工・販売	ご門徒と一緒に育てたサツマイモ、ご門徒の生産品を加工したジャム、門徒の定住を支援するワサビ、寺院でデザインした箸の販売
寺院運営に資する事業	社会福祉事業（就労支援）、宿坊、精進料理

■「今後の寺院の在り方、存続の方途」（事例）

事例テーマ	内容（具体例）
①教区・組の相互扶助	大きな組織で取り組んでいる事例 （「人的・財的支援の相互扶助」）
②寺院を護持するために	寺院運営に資する事例 （「ご門徒の要望に沿った納骨堂の建立・運営」「計画的な運営費の確保・節約術」）
③次世代への継承	み教えを次の世代へつなげる活動事例 （「後継者の確保」「ご門徒から住職」「お寺の記録を残す」「墓地・お仏壇の継承」）
④地域資源の活用	地域の「空き家」や「耕作放棄地」などを資源として活用した事例 （「門徒の宿泊場所（ゲストハウス）」、「貸し農地」）
⑤つながる・つなげる	地域を離れた門信徒とつながる・つなげる活動事例 （「寺報、ホームページ、SNS やメールの活用」「現在帳の作成」「帰省を利用した活動」）
⑥人的資源の活用	団塊の世代・前住職・前坊守の活動事例

このほか、過疎・少子高齢化、核家族化に伴う寺院及び門信徒の課題への対応事例についてもお知らせください。

寺院活動支援部＜過疎地域対策担当＞

〒600-8501 京都市下京区堀川通花屋町下る
浄土真宗本願寺派宗務所内
TEL 075-371-5181（代表）
FAX 075-351-1211（代表）
e-mail kokunai-kaso@hongwanji.or.jp

「寺おこし事業の紹介」実施要項

1. 名 称 「寺おこし事業の紹介」
2. 主 旨 全国的に進行している過疎・少子高齢・核家族化の影響を受け、寺院の存続が危ぶまれている現状の中で、寺院振興を目的として取り組まれている寺院事業を紹介し、寺院活動の活性化を促進するもの
3. 周知方法 1) 『宗報』連絡のコーナーへの掲載
2) 「教区寺院振興対策委員会」による周知
4. 事務手続 1) 教区内寺院への周知・案内の実施
2) 教区内寺院にて行われている各種寺院振興事業について、情報提供の窓口として受付を行う
【情報の必要項目】
①事業について（名称、内容、目的）
②寺院名（教区・組・寺号）
③寺院との関係（住職・坊守、教化団体等）
④連絡先
⑤事業を行っている寺院の了承確認
3) 情報を整理し、「教区寺院振興対策委員会」委員長の承認をもって、総局へ紹介方申請する
※事務局（寺院活動支援部＜過疎地域対策担当＞）において、情報を精査したうえ、宗派公式ホームページ等に随時掲載し紹介します
5. 審査基準 1) 寺院活動の活性化を目的とした事業であること
2) 浄土真宗の教義に反しないもの
6. 留意事項 寺院活動の活性化促進を目的として、寺院事業を紹介するものであり、それ以外にかかる事項については当事者間にて対応いただくこととなります
7. 紹介方法 1) 宗派公式ホームページへの掲載
2) その他、宗派機関紙への掲載等
8. 添付書類 1) 「寺おこし事業の紹介」記入用紙

[註] 2015(平成 27)年度寺院活動支援部＜過疎地域対策担当＞立案第 1 号
(平成 27 年 3 月 19 日付決裁)に基づく。

以 上

「寺おこし事業の紹介」記入用紙

事業名称		
事業内容		
事業目的		
寺院名	教区 組 寺	
事業主	住職 ・ 坊守 ・ 教化団体、他（ ）	
連絡先	住所：〒	
	TEL：	Fax：
	URL：	
その他	PR 事項、写真等	

以 上

宗派内への紹介について、寺院の了承を経て、ここに承認いたします。

年 月 日

〇〇教区寺院振興対策委員会委員長

〇〇教区教務所長

印

寺おこし事業の紹介

※下記事業の詳細については宗派公式WEBサイト「地域活動・ボランティア」をご覧ください。

	取り組み事業	取り組み寺院
1	さつまいもの栽培 門信徒と寺の共同作業を通じて、 地域住民との“生きがい作り”	山陰教区大田中組浄福寺
2	I ターン定住支援 I・Uターン希望者に門信徒の空き家を紹介	山陰教区益田組善正寺
3	ジャムの生産・販売 ジャムの生産・販売により門信徒・地域住民を 巻き込んだ地域おこし	山口教区大島組莊嚴寺
4	社会福祉事業による障がい者就労支援 宗教法人として障がい福祉サービス事業所を 立ち上げ、就労支援事業による成果物を販売	大分教区日田組浄念寺
5	「いのち いただきます」の 箸 自分のいのちについて考えるきっかけ作りとして 言葉を入れた箸を制作	山陰教区大田西組西楽寺
6	ブルーベリー・ジャムの販売 ブルーベリー収穫体験を通じて、住民と“地域おこし”	東京教区茨城東組専光寺
7	藻塩（もしお）作り体験 古代の塩づくり体験を通じて、地域住民と“地域おこし”	安芸教区安芸南組來生寺
8	慶誠寺お香づくり香坊 香境庵（KOKYOAN） お香づくりを通じて、“地域・寺おこし”	北海道教区上川南組慶誠寺

今後の寺院の在り方、存続の方途について

※下記事例の詳細については宗派公式WEBサイト「地域活動・ボランティア」をご覧ください。

	取り組み事業	取り組み寺院	掲載時期
1	組による法務互助制度	大分教区	2015年3月
2	寺報、ホームページ、ブログ、facebookを活用したつながり作り	東京教区、山陰教区、鹿児島教区等	2015年3月
3	納骨堂の建立	山口教区他	2015年7月
4	帰省時に宿泊できるゲストハウス	四州教区、山口教区	2015年7月
5	門徒の空き家を定住希望者に紹介	山陰教区、山口教区	2015年7月
6	都会の人を呼び込む (都市圏のニーズに応え都会の人を地域へ呼び込む、 地域おこし、新たな縁作り)	東京教区	2015年7月
7	ご門徒の皆さんと一緒に地域おこし (地域資源を利用した加工・販売、門徒を巻き込んだ 地域おこし、後継者の確保)	山口教区	2015年8月
8	お寺としてできること (福祉事業による生計・兼業、寺院活動の維持)	大分教区	2015年8月
9	お寺のことをCDで伝え残す (寺院後継者への伝承、寺院活動の維持)	北海道教区	2015年8月
10	消える寺 残るお寺も 消える寺 (退職後、Uターンによる寺院活動、 将来を見据えた寺院の建替え)	山陰教区	2015年8月
11	門徒から住職の誕生 (世襲だけでなく後継者のあり方)	四州教区	2015年8月
12	寺院護持・修繕費の積み立て	滋賀教区	2015年8月
13	集まる場所を借りるという方法	滋賀教区	2015年8月
14	民家を開法道場にするという方法	東京教区	2015年8月
15	次の世代にみ教えをつなぐ機縁 (お寺の紹介、墓地(お骨)移転の手伝い)	四州教区	2015年8月
16	兼業住職・後継者や僧侶育成を支援 (研鑽ツールの作成配布)	奈良教区	2015年8月
17	離島に所在する寺院への助成金	長崎教区、鹿児島教区	2015年12月
18	老いも若きも、嬉しい時も悲しい時もお念仏！ (「初参式」の実施、「高齢者」にお祝い)	大分教区	2016年9月
19	耕作放棄地の再生と他出者の協力	山陰教区	2016年9月
20	エンディングノートで仏事を伝えたい	兵庫教区	2016年9月
21	アプリで縁つなぎ	兵庫教区	2016年9月
22	インターネットで検索できるお寺に	奈良教区、福岡教区、 東京教区	2016年9月
23	離郷門信徒のつどい(ふるさとの会)	山陰教区他	2017年10月
24	お寺の伝道掲示板をご門徒宅に	山陰教区	2017年10月
25	お寺でカフェ	山陰教区江津組蓮敬寺	2018年5月
26	相談したいとき、必要なお寺であるために (お寺の情報を「google マイビジネス」に登録)	大阪教区茨田組常光寺	2018年5月
27	「宿坊」の効果	東北教区若松組西福寺	2018年5月
28	お寺で自主上映会！	東京教区埼玉組浄泉寺、 備後教区神石組光福寺他	2018年5月
29	大掃除をきっかけに	山陰教区大田西組瑞泉寺、 富山教区善解組妙覺寺	2018年5月
30	お寺で乗合タクシーを運行	鹿児島教区南島組西光寺	2018年5月
31	たまにはお寺で心身脱落	岐阜教区西濃南組覚成寺	2021年6月
32	離島寺院への法座活動の支援について	鹿児島教区	2021年7月
33	オンラインを活用した取り組み	山陰教区大田西組西楽寺	2021年8月
34	お寺フェスin龍見寺 - お寺を地域活性化の場所へ 住職不在の取り組み -	備後教区御調西組龍見寺	2021年10月
35	「離郷門信徒のつどい」(ふるさとの会) オンライン開催	宮崎教区都城組願心寺 寺院活動支援部<過疎地域対策担当>	2021年10月
36	「日本酒を通してお寺とのご縁づくりに」	滋賀教区彦根組明性寺	2022年1月

相談窓口

～お寺のことは門徒さんの一大事～

過疎地域とは、「人口が減少している地域」という意味だけではありません。「過度なる人口減少」と共に、「地域社会の活力が低下」し「基礎的生活条件の維持が困難な状態にある」という問題を抱えています。

向都離村から生じる人口減少は、必ず門信徒の減少とは言えませんが、門信徒の後継者を失うことを誘引しています。ひいては、門信徒による寺院の運営・護持を維持する力を弱めることにつながります。人口減少は避けることのできない問題です。寺院活動から生じる収入に依存することのない、寺院の運営・護持が成り立たなければ、「寺院活動の存続」は極めて困難な局面を迎えることになります。

ご住職は、寺院の主宰者である責任感を強く持たれ、周囲からの期待も高く、寺院活動を続けていただいています。今後、益々人口減少が進む時代社会にあって、寺院活動の存続は、重大な問題となります。寺院がその地域（人）にとって、「なくてはならない」とする「在り方」を示せるか否かは、寺院の存否に関わることになります。この「寺院の在り方」から導かれる「伝道・教化活動」や、「地域の教線維持」は、主宰者たるご住職へ一任され展開されています。

寺院の状況は様々ですが、ご住職が現状の課題への対応や、寺院の将来展望を案じておられることを静観することがないよう「寺院振興に向けた相談窓口」を設けています。

メール・FAX・お手紙にてご相談ください

（相談フォームは宗派公式 web サイト「過疎対策」内にございます）

～こんなご相談をいただいています（主な事例）～

1. 「宗派の過疎対策についての資料がほしい」（組会・連研で活用したい）
2. 「住職代務をしている寺院の今後について相談にのってほしい」
3. 「近隣の過疎地域の現状を見てほしい」
4. 「住職を退任し、年金で生活をしている。時間的な余裕もあるため、過疎地域の寺院でお手伝いできないか」

※この他、寺院運営について、「離郷門信徒のつどいの開催」、「寺院振興金庫（貸付・助成）」や、「寺おこし事業の紹介」に関すること等、ご相談やご要望等をいただいています。

【相談・連絡先】寺院活動支援部＜過疎地域対策担当＞

✉ kokunai-kaso@hongwanji.or.jp

☎ 075-351-1211（直通）

✍ 〒600-8501 京都市下京区堀川通花屋町下る

浄土真宗本願寺派宗務所内



FAX 送信方向

075-351-1211（直通）

「寺院振興に向けた相談窓口」ご相談フォーム

20 年 月 日

* 寺 院	教 区 組 寺
* 役 職	☐ 住職 ☐ 坊守 ☐ 前住職 ☐ 前坊守 ☐ 寺族（ ） ☐ 門徒（ ☐ 責任役員 ☐ 総代） ☐ その他（ ）
* 氏 名	
項 目 (複数可)	☐ 住職の高齢化 ☐ 後継者（不在） ☐ 門信徒高齢 ☐ 門信徒減少（離散・不在） ☐ 建物老朽化 ☐ 寺院運営 ☐ 解散・合併 ☐ その他
* ご相談内容（ご意見）	
* 回答方法	☐ 郵送 ☐ FAX ☐ メール
* ご連絡先	☐ 現住所 ☐ FAX ☐ メールアドレス

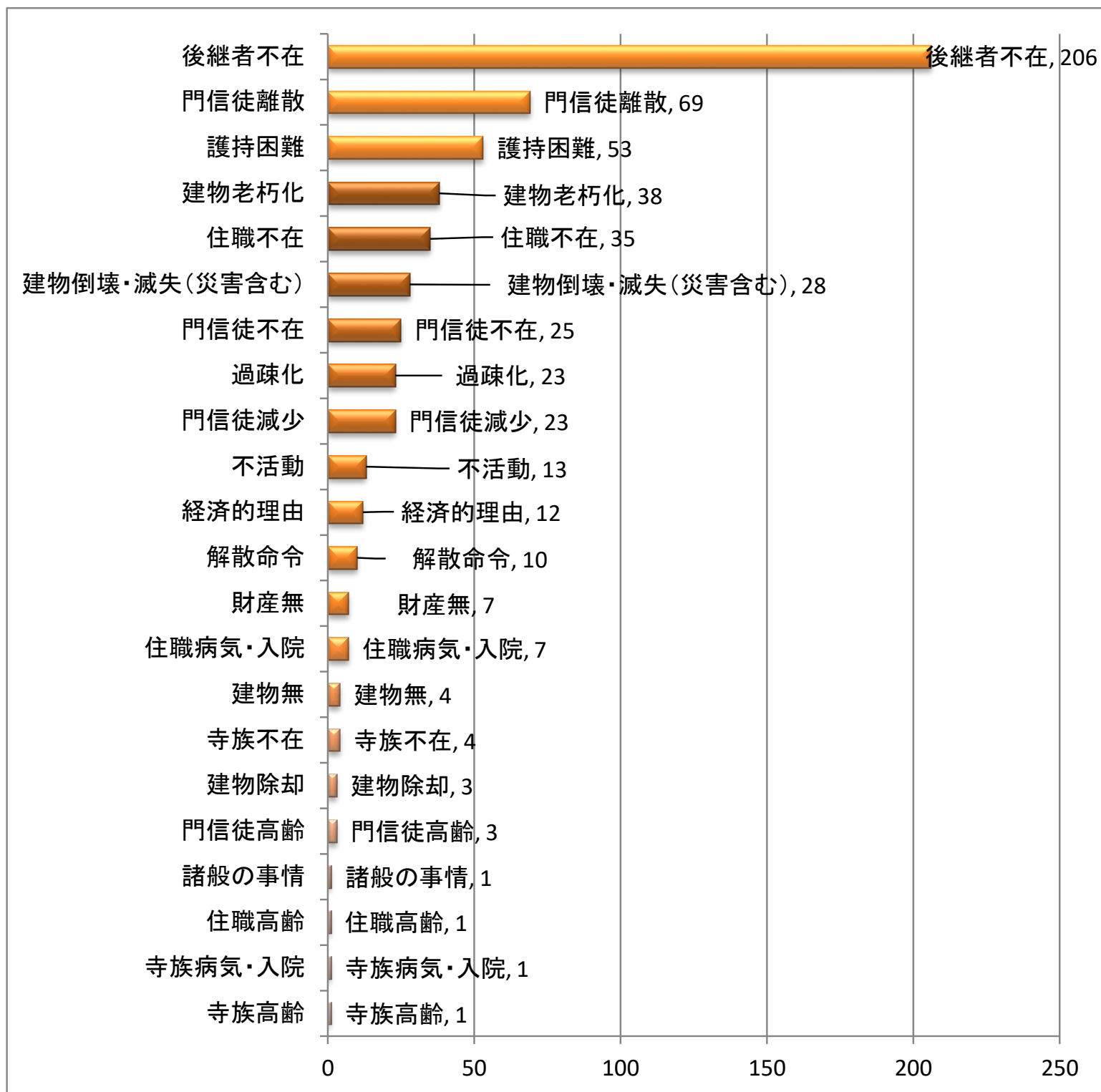
- 1) 受付担当者がお話を伺います。
- 2) 相談事項について確認・検討のうえ、後日、回答いたします。
- 3) 記載された個人的な情報、個人が特定されるような情報は無断で第3者に提供いたしません。
- 4) 承りましたご相談・ご意見等は、今後の施策立案の参考とさせていただきます。
- 5) 内容は関係機関との情報共有を目的に、参考事例として利用させていただく場合があります。

☐以上の項目について了承いたしました

寺院活動支援部＜過疎地域対策担当＞

〒600-8501 京都市下京区堀川通花屋町下る浄土真宗本願寺派宗務所内

FAX 075-351-1211（直通） e-mail kokunai-kaso@hongwanji.or.jp



寺院振興支援（過疎対策）に関するデータ

～『第11回宗勢基本調査 単純集計』より～

<回収率 70.2%=7,086ヶ寺/10,101ヶ寺>

問 3-1 寺院の本堂・庫裏について、老朽化や災害などで10年以内に改築や新築の必要性がありますか。あてはまるものすべてに○印をつけてください。

①本堂 1,757 (25.1%) ②庫裏 1,775 (25.3%) ③必要性はない 4,395 (62.7%)

※本堂や庫裏の建て替えが10年以内に必要とする寺院はそれぞれ4か寺に1か寺の割合。必要がない寺院が6割。

本堂、庫裏とも改修必要ありの回答がやや減少（本堂：前回比6ポイント減、庫裏：前回比4ポイント減）。

問 09-1 住職の後継（予定）者は決まっていますか（○印は1つ）。

①決まっている（本人の意思を確認済） 3,090 (44.3%)

②後継（予定）者はいるが、本人の意思を確認していない 1,822 (26.1%)

③後継（予定）者に該当する者が決まっていない 2,066 (29.6%)

※後継者が決定している寺院は44%と半数以下。後継者候補が決まっていない寺院が3割を占める。

問 09-2 寺院の後継（予定）者について不安に感じることがありますか。あれば、あてはまるものすべてに○印をつけてください。

①後継（予定）者がいないこと 1,373 (20.0%)

②後継（予定）者はいるが、本人の意思を確認していない 1,283 (18.7%)

③後継（予定）者の資質が心配 538 (7.8%)

④住職と後継（予定）者との人間関係 190 (2.8%)

⑤住職と後継（予定）者の家族との人間関係 169 (2.5%)

⑥後継（予定）者はいるが、寺院護持の見通しが不透明であること 2,344 (34.2%)

⑦その他 396 (5.8%) ⑧不安はない 1,862 (27.2%)

※後継者について不安がある人は7割。不安がある4,992人のうち、「後継者はいるが、寺院護持の見通しが不透明」と感じる人が47%。

問 18 葬儀に関連して、近年増えたと感じる相談事がありますか。次のうちあてはまるものすべてに○印をつけてください。

①布施の金額 2,612 (37.7%) ②法名 578 (8.4%)

③仏壇じまい 3,109 (44.9%) ④納骨の場所と時期 1,825 (26.4%)

⑤墓の建て方 328 (4.7%) ⑥墓じまい・改葬 4,361 (63.0%)

⑦僧侶派遣に関するトラブル 120 (1.7%) ⑧中陰などの簡略化 2,961 (42.8%)

⑨その他 174 (2.5%) ⑩増えた相談事はない 1,008 (14.6%)

※増えた相談事で多いのは「墓じまい・改葬」（63%）。「仏壇じまい」（45%）も「中陰などの簡略化」や「布施の金額」より多く、門徒の継承問題に関する相談が増えている。

問 20 年忌法要は、通常何回忌まで続くことが多いですか（○印は1つ）。

①満中陰	43 (0.6%)	②百か日	1 (0.0%)	③1 回忌	85 (1.2%)
④3 回忌	593 (8.6%)	⑤7 回忌	679 (9.9%)	⑥13 回忌	538 (7.8%)
⑦17 回忌	362 (5.3%)	⑧23 回忌	93 (1.4%)	⑨25 回忌	296 (4.3%)
⑩27 回忌	34 (0.5%)	⑪33 回忌	1,209 (17.6%)	⑫50 回忌	2,663 (38.7%)
⑬100 回忌	197 (2.9%)	⑭100 回忌以上続く	29 (0.4%)		
⑮その他	14 (0.2%)	⑯年忌法要は行っていない	48 (0.7%)		

※年忌を50回忌までする寺院が最多の39%。23回忌以内で終える寺院は35%。

前回に比べ50回忌以上の年忌が減少傾向（前回比12ポイント減）。

問 21 年忌の案内については、どのような方法で門信徒に伝えていますか。あてはまるものすべてに○印をつけてください。

①特に案内をしていない	1,693 (24.8%)	②本堂などに掲示	1,869 (27.4%)
③寺報	728 (10.7%)	④手紙・ハガキ	2,825 (41.4%)
⑤電子メール	22 (0.3%)	⑥SNS	22 (0.3%)
⑦電話	380 (5.6%)	⑧住職など寺族が口頭で伝える	1,003 (14.7%)
⑨門徒総代や寺院役員などが口頭で伝える	121 (1.8%)		
⑩その他	539 (7.9%)		

※年忌法要の案内をしていない寺院は25%。「手紙・ハガキ」で案内する寺院が4割と最も多く、「本堂などに掲示」する寺院も27%ある。

問 27 寺院の門徒戸数はおおよそ何戸ですか（○印は1つ）。

①10 戸未満	330 (4.7%)	②10 戸以上 30 戸未満	819 (11.7%)
③30 戸以上 50 戸未満	911 (13.0%)	④50 戸以上 75 戸未満	653 (9.3%)
⑤75 戸以上 100 戸未満	730 (10.4%)	⑥100 戸以上 125 戸未満	503 (7.2%)
⑦125 戸以上 150 戸未満	409 (5.8%)	⑧150 戸以上 200 戸未満	591 (8.5%)
⑨200 戸以上 250 戸未満	412 (5.9%)	⑩250 戸以上 300 戸未満	386 (5.5%)
⑪300 戸以上 400 戸未満	427 (6.1%)	⑫400 戸以上 500 戸未満	311 (4.4%)
⑬500 戸以上 700 戸未満	234 (3.3%)	⑭700 戸以上 1000 戸未満	166 (2.4%)
⑮1000 戸以上	112 (1.6%)		

※門徒戸数が100戸未満の寺院が全体の49%と半数近くを占める。300戸以上の寺院は全体の18%。

問 30 門信徒宅は寺院からどのくらいの距離にありますか。おおよその割合を合計10になるようにお答えください

- | | |
|-------------------------|------------------|
| 1. 寺院から徒歩 15 分未満 | 2. 寺院から車で 30 分未満 |
| 3. 寺院から車で 30 分から 1 時間程度 | 4. 寺院から車で 1 時間以上 |

【4. 寺院から車で1時間以上】の回答

①0割	2,761 (40.8%)	②1割未満	511 (7.5%)
③1割以上2割未満	2,633 (38.9%)	④2割以上3割未満	509 (7.5%)
⑤3割以上4割未満	178 (2.6%)	⑥4割以上5割未満	89 (1.3%)
⑦5割以上6割未満	50 (0.7%)	⑧6割以上7割未満	11 (0.2%)
⑨7割以上8割未満	12 (0.2%)	⑩8割以上9割未満	6 (0.1%)
⑪9割以上10割未満	2 (0.0%)	⑫10割	9 (0.1%)

※車で1時間以上かかる場所に住む門信徒がいない寺院が4割。

・前回、寺院から車で1時間以上の門信徒がいない割合は63%で、23ポイント減少している。
遠方の門信徒が増加している。

問 38 寺院の護持・運営状況はいかがですか（○印は1つ）。

①十分護持・運営できている	734 (10.4%)
②なんとか護持・運営できている	3,985 (56.7%)
③護持・運営はきびしい	2,094 (29.8%)
④まったく護持・運営できていない	211 (3.0%)

※「なんとか護持・運営できている」寺院は57%と過半数を占めるが、「護持・運営はきびしい」寺院は3割あり、「十分護持・運営できている」寺院は1割にとどまる。

問 40 住職は、この寺院の寺務・法務のほかには何か仕事（報酬あり）をしていますか（○印は1つ）。

①この寺院の寺務・法務に専従している	4,147 (60.0%)
②この寺院以外での布教に従事している	527 (7.6%)
③寺院外での布教と、布教以外の仕事（兼職）がある	498 (7.2%)
④寺院外の布教はしていないが、兼職している	1,365 (19.8%)
⑤住職はいない	372 (5.4%)

※住職は専従の寺院が60%。兼業している1,863人のなかでは、布教をしている住職より、布教をしていない住職の方が多い。

前回と比べ専従率は減少（前回比5ポイント減）。

問 43 寺院の平均年間収入額はどのくらいですか。ただし、護持会費、各種積立金は除いて、収入全体について教えてください（○印は1つ）。

①0円	112 (1.6%)	②1円以上50万円未満	642 (9.3%)
③50万円以上100万円未満	670 (9.7%)	④100万円以上200万円未満	776 (11.2%)
⑤200万円以上300万円未満	719 (10.4%)	⑥300万円以上400万円未満	541 (7.8%)
⑦400万円以上500万円未満	481 (6.9%)	⑧500万円以上600万円未満	411 (5.9%)
⑨600万円以上700万円未満	402 (5.8%)	⑩700万円以上1000万円未満	853 (12.3%)
⑪1000万円以上2000万円未満	891 (12.8%)	⑫2000万円以上3000万円未満	254 (3.7%)
⑬3000万円以上5000万円未満	115 (1.7%)	⑭5000万円以上8000万円未満	47 (0.7%)
⑮8000万円以上	24 (0.3%)		

※半数の寺院が400万円未満。500万円以上1000万円未満が24%。

問 44 寺院では、どのような書類を管理していますか。あてはまるものすべてに○印をつけてください。

①寺則（寺院の法人規則）	6,485（92.3%）	②所轄庁の認証書	4,316（61.4%）
③責任役員会などの議事録	3,362（47.9%）	④事務処理簿	2,424（34.5%）
⑤門徒名簿	6,191（88.1%）	⑥役員名簿	5,813（82.7%）
⑦寺族名簿	2,096（29.8%）	⑧坊守名簿	1,075（15.3%）
⑨財産目録	5,355（76.2%）	⑩貸借対照表	923（13.1%）
⑪収支計算書（決算書）	4,177（59.5%）		
⑫境内建物及び境内地に関する書類	3,906（55.6%）		
⑬公益事業に関する書類	206（2.9%）		
⑭収益事業に関する書類	337（4.8%）		
⑮過去帳又はこれに類する帳簿	6,152（87.6%）		
⑯上記のものは備え付けていない	33（0.5%）		

※「寺則（寺院の法人規則）」「過去帳又はこれに類する帳簿」「門徒名簿」は9割程度の寺院で管理されている。

問 45 寺院の護持・運営上の問題点をあげるとすると、どのようなものがありますか。特に問題だと思うもの3つまで○印をつけてください。

①葬儀の布施額の減少	1,770（25.3%）	②門信徒の減少	3,747（53.6%）
③月忌参りの減少	1,893（27.1%）	④伽藍維持が困難	1,176（16.8%）
⑤法要参拝者数の減少	2,958（42.3%）	⑥墓じまいの増加	662（9.5%）
⑦護持会費の減少	371（5.3%）	⑧年忌法要の減少	1,991（28.5%）
⑨宗費負担（賦課金、冥加金など）	2,059（29.4%）		
⑩家庭報恩講参り・盆参りの減少	467（6.7%）		
⑪本山や別院の法要などの募財負担	1,257（18.0%）		
⑫懇志が集まりにくい	1,093（15.6%）	⑬住職の健康問題	525（7.5%）
⑭自由な時間の不足	310（4.4%）	⑮その他	259（3.7%）
⑯特に問題はない	146（2.1%）		

※「特に問題はない」寺院はほとんどなく、「門信徒の減少」「法要参拝者数の減少」は多くの寺院が抱える問題。

前々回に比べ、「門信徒の減少」は増加（前々回比19ポイント増）。

問 46 あなたの寺院では、将来的に寺院の解散もしくは合併を考えていますか（○印は1つ）。

①考えていない	5,337（77.0%）
②10年以内の合併を考えている	141（2.0%）
③10年以内の解散を考えている	145（2.1%）
④将来的（10年以上先）に合併を考えている	812（11.7%）
⑤将来的（10年以上先）に解散を考えている	500（7.2%）

※解散や合併を考えていない寺院は77%。4か寺に1か寺は、解散や合併を将来的に考えている。

【『宗勢要覧』より】

- ①代務住職寺院数・・・・・・・・・・958 ヶ寺　＜令和３年３月３１日現在＞
- ②無住寺院数・・・・・・・・・・154 ヶ寺　＜令和３年３月３１日現在＞

上記は、宗報 2022 年 1 月号掲載の「第 11 回 宗勢基本調査 中間報告（単純集計）」の内容を抜粋し、まとめたものです。

維持可能な伽藍建築の可能性

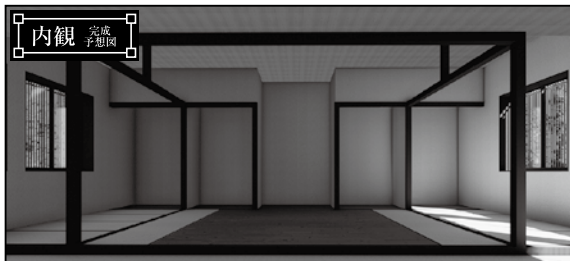
寺院施設を改築・新築しなくてはならない状況があっても、なかなか踏み切れない状況が各地で生じていることが宗勢基本調査の回答からうかがえます。

伝統的な木造建築の本堂が、地域の象徴的な建物となり、門徒の人々に心地よい居場所を提供してきたことは言うまでもない。しかし、聞法の施設として維持が困難になっている場合には、安心して活用でき、宗教施設としての機能を維持し、加えて門徒の方々にも大きな負担とならない建物が要請される。そうした必要性に応えるものとして、下段1～4の条件のもと各社よりご提案いただいた。

- 1 建築面積：約100平米（30坪程度）
- 2 仕様：平屋、水回り無し
- 3 既存施設の減却の経費は除く
- 4 屋内施設の経費は含まない

※詳細につきましては、提案先にお問い合わせください。

寺院活動支援部〈過疎地域対策担当〉



建物本体価格(税別)

2,900万円

建築面積 106.11㎡(32.09坪)

延床面積 98.01㎡(29.64坪)



※掲載の完成予想図・間取図は設計図書を基に描き起こしたもので実際とは多少異なる場合があります。内容・仕様・設備の一部については、技術改良のため予告なく一部変更する場合があります。



Daiwa House
大和ハウスグループ

大和ハウス工業株式会社 本店

大阪市北区梅田3丁目3番5号 〒530-0001 Tel 06-6346-2111 Fax 06-6342-1399

建設業許可番号・国土交通大臣許可(特-27-28)第5279号

宅地建物取引業者免許番号・国土交通大臣(15)第245号

(一社)大阪府宅地建物取引業協会会員／(公社)近畿地区不動産公正取引協議会加盟

www.daiwahouse.co.jp

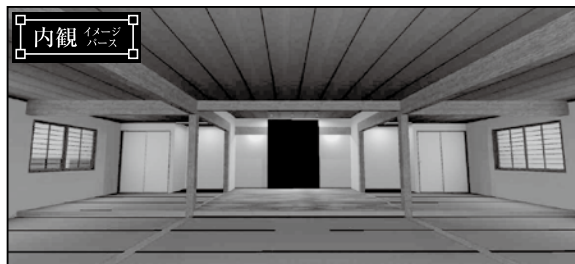
お問い合わせは 本店 建築事業部

☎06-6342-1251

営業時間：9:00AM～6:00PM / 土・日・祝日 定休

ダイワハウス 検索

資料請求は
ホームページ daiwahouse.co.jp



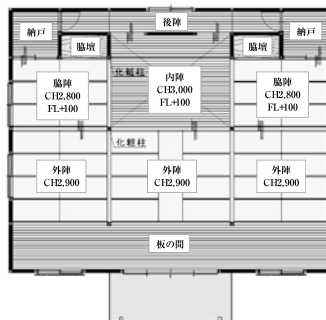
建物参考価格(税別)

2,600万円

建築面積 125.03㎡(37.82坪)

延床面積 118.41㎡(35.82坪)

※人母屋屋根(オプション)



[1階平面図]

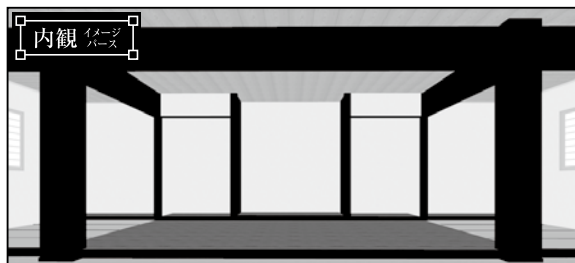
※一部図形はイメージを含みます。内容・仕様・設備の一部については、技術改良のため予告なく一部変更する場合があります。掲載されている写真は実際とは異なる場合があります。

YAMADA HOMES 京滋支社

〒615-0022 京都市右京区西院平町25 ライフプラザ西大路四条4階

☎075-325-0125

[受付時間]9:00~18:00 ※水曜定休



建物参考価格(税別)

2,390万円

建築面積 123.32㎡(34.27坪)

延床面積 108.57㎡(32.84坪)

※建設地により、価格及び仕様に変動が生じます。



[1階平面図]

※一部図形はイメージを含みます。内容・仕様・設備の一部については、技術改良のため予告なく一部変更する場合があります。掲載されている写真は実際とは異なる場合があります。

トヨタホーム近畿株式会社

〒550-0012 大阪府大阪市西区立売堀3-1-14 阿波座ビル3階

☎06-6537-1100

[受付時間]10:00~18:00 ※水・木曜定休 [担当]川口

[メールでの問い合わせ]daisuke-kawaguti@toyotahome-kinki.com

詳しい内容はホームページをご覧ください

<http://www.hongwanji.or.jp>

浄土真宗本願寺派
TOPページ

検索窓で
「過疎対策」を検索

寺院施設に関する
情報提供

提案業者
資料請求先

〔平成20年2月29日〕
宗 則 第 1 号
改正 平成24—宗則77
平成24—宗則83

目次

第1章	総則（第1条—第2条）
第2章	寺院振興支援対策
第1節	寺院振興対策委員会（第3条）
第2節	中央委員会（第4条—第7条）
第3節	教区委員会（第8条—第11条）
第3章	国内開教対策（第12条—第17条）
第4章	寺院振興金庫（第18条）
第5章	補則（第19条）
附則	

第1章 総則

（目的）

第1条 この宗則は、宗門の伝道教化基盤の充実振興を図るため、過疎地域に所在する寺院その他の寺院の振興支援対策、並びに人口過密化現象の著しい都市圏の開教その他国内開教対策を、相互の連携のもと、強力に推進するために必要な基本的事項を定めることを目的とする。

2 前項の規定により、総局は、振興支援の対象及び都市開教圏の指定、推進体制及び開教機構の整備その他財政措置などの基本的な指針を明確にし、寺院振興及び国内開教の促進を図るものとする。

（適用除外）

第1条の2 前条の規定にかかわらず、宗務特別開教区基本規程（平成24年宗則第5号。以下「特区規程」という。）第3条に基づく首都圏宗務特別開教区（以下「首都圏特区」という。）における開教対策は、特区規程に基づき推進するものとし、この宗則は適用しないものとする。

2 前項の首都圏特区における開教対策は、この宗則に基づく寺院振興対策との相互の連携のもと、推進するものとする。

（用語の意義）

第2条 この宗則における用語の意義は、次のとおりとする。

- 一 寺院とは、宗門に包括される一般寺院及び非法人寺院をいう。
- 二 寺院振興対策とは、寺院振興支援対策及び国内開教対策をいう。
- 三 寺院振興支援対策とは、過疎地域に所在する寺院をはじめとする既存寺院の振

興支援のため、その実情に応じて行う各種法的、人的及び財政的措置をいう。

四 国内開教対策とは、都市開教をはじめとする国内開教の促進のため、その実情に応じて行う各種法的、人的及び財政的措置をいう。

五 都市開教とは、特に人口過密化現象の著しい都市開教圏として指定された地域における開教をいう。

第2章 寺院振興支援対策

第1節 寺院振興対策委員会

（寺院振興対策委員会の設置）

第3条 寺院振興支援対策の効果的な推進実施に資するため、宗務所に、中央寺院振興対策委員会（以下「中央委員会」という。）を、教区に、教区寺院振興対策委員会（以下「教区委員会」という。）を、それぞれ置く。

2 前項のほか、沖縄県宗務特別区に、沖縄特区寺院振興対策委員会（以下「沖縄特区委員会」という。）を置く。

3 前2項の規定による寺院振興対策委員会は、これを常設しなければならない。

第2節 中央委員会

（所掌事項）

第4条 中央委員会は、次の各号に掲げる事項をつかさどる。

- 一 寺院振興支援対策にかかる情報の総括と調査研究に関すること
- 二 寺院振興支援対策の基本方針の策定、実施に関すること
- 三 寺院振興支援対策にかかる教区委員会への指示に関すること
- 四 教区委員会からの建議や意見、報告について協議すること
- 五 前各号のほか、必要なこと

2 前項のほか、中央委員会は、都市開教対策本部との必要な連絡提携を行うとともに、国内開教対策について総長の諮問に応じるものとする。

（組織）

第5条 中央委員会は、委員若干人で組織する。

2 委員は、宗会議員、学識経験のある者及び専門的知識を有する者のうちから、総長が委嘱する。

3 委員の任期は、2会計年度とし、再任することができる。

（委員長及び副委員長）

第6条 中央委員会に、委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長は、総長の指名する総務をもってあて、議事を主宰し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員のうちから総長が指名し、委員長を助け、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

（招集）

第7条 中央委員会は、総長が招集する。

第3節 教区委員会

(所掌事項)

第8条 教区委員会（沖縄特区委員会を含む。以下同じ。）は、次の各号に掲げる事項をつかさどる。

- 一 寺院の活動実態等の調査、収集整理及び把握に関すること
- 二 寺院振興支援対策の実施計画に関すること
- 三 中央委員会の指示に基づく対応処理に関すること
- 四 総局が決定した寺院振興支援対策の推進実施に関すること
- 五 寺院振興支援対策の推進について中央委員会に建議し、又は意見を述べること
- 六 前各号のほか、必要なこと

2 教務所長は、教区委員会で決定し、又は実施した事項について、総局に報告しなければならない。

(教区委員会の組織基準)

第9条 教区委員会は、委員若干人で組織し、教務所長の進達によって、総長が委嘱する。

(委員長及び副委員長)

第10条 教区委員会に、委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長は、教務所長をもってあて、会務を統理する。
- 3 副委員長は、委員のうちから教務所長が指名し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(区令の制定)

第11条 前2条に規定するほか、教区委員会の組織、運営その他部会の設置などについては、それぞれの教区の特殊性及び実情に応じて、必要な事項を区令で定めるものとする。

第3章 国内開教対策

(都市開教圏の指定及び対策本部)

第12条 第1条第2項の規定による都市開教圏として、次の都市圏を指定し、それぞれ当該各号の定めるところにより、都市開教対策本部（以下「対策本部」という。）を置く。

- 一 中京都市圏 名古屋別院
- 二 京阪神都市圏 津村別院
- 2 対策本部は、必要に応じて、それぞれの都市圏内に、総局の承認を得て、支部を設置することができる。

(所掌事項)

第13条 対策本部は、それぞれの都市圏の特殊性及び実情に応じて、次の各号に掲げる事項をつかさどる。

- 一 都市開教の基本方針の策定及び実施に関すること
- 二 都市開教重点地区の選定に関すること
- 三 人口動態及び門徒その他の信者層の動向調査並びに把握に関すること
- 四 各宗教団体の活動状況の調査及び把握に関すること
- 五 総局の指示に基づく都市開教対策に関すること
- 六 財的支援に関すること
- 七 前各号のほか、必要なこと
- 2 対策本部は、前項の所掌事項について、総局に建議することができる。
- 3 対策本部は、都市開教の推進にあたっては、中央委員会及び教区委員会との情報交換や連絡調整など、寺院振興支援対策との必要な連携を図るものとする。

(本部長)

第14条 対策本部に、本部長1人を置き、総長が任命する。

2 本部長は、対策本部を代表し、その所掌事項を統理する。

(本部員など)

第15条 対策本部に、本部員若干人を置き、それぞれの都市圏に属する宗務関係機関の職員、僧侶及び門徒のうちから、本部長の進達によって、総長が任命する。

2 本部員は、都市開教の推進にあたるものとする。

3 本部員の任期は、2会計年度とし、再任することができる。但し、補欠者の任期は、前任者の残任期間とする。

4 本部長は、本部員のうちから、3人以内の副本部長を指名することができる。この場合において、本部長に事故があるときは、あらかじめ本部長の指名する副本部長が、その職務を代行する。

(都市開教専従員)

第16条 対策本部に、必要に応じて、都市開教専従員（以下「専従員」という。）を置くことができる。

2 専従員は、本部長の指示に従い、都市開教に必要な地区に駐留して、都市開教に従事する。

3 専従員は、総局の定める研修を終了した教師のうちから、本部長の申請によって、総長が任用する。

(本部会議)

第17条 対策本部に、都市開教の促進について必要な事項を調査審議するため、本部会議を置く。

2 本部会議は、本部長及び本部員をもって組織する。

3 本部会議は、必要に応じて、担当部門の設置、都市開教の拠点の設定を行うなど、都市開教に必要な対策措置を講ずるものとする。

4 本部会議の運営その他必要な事項については、本部長が、本部会議に諮って決

- る。
- 5 本部長は、本部会議で決定した事項は、総局に報告しなければならない。
- 第4章 寺院振興金庫
(寺院振興金庫)
- 第18条 寺院振興対策の推進に資するため、別に定めるところにより、総局に寺院振興金庫を置く。
- 第5章 補則
(宗達への委任)
- 第19条 この宗則の施行について必要な事項は、宗達で定める。
- 附 則
- 1 この宗則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 国内開教促進規程（平成15年宗則第5号。以下「旧規程」という。）は、廃止する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、中央寺院振興対策委員会及び教区寺院振興対策委員会の組織その他任命手続などについては、あらかじめ必要な準備措置を行うことができる。
- 4 この宗則施行の際現に廃止される旧規程による都市開教対策本部（以下「旧対策本部」という。）及び本部会議は、この宗則による都市開教対策本部（以下「新対策本部」という。）及び本部会議とみなす。
- 5 この宗則施行の際現に廃止される旧規程による旧対策本部の本部長、副本部長及び本部員は、この宗則による新対策本部の本部長、副本部長及び本部員とみなし、本部員の任期については、従前任命の日から起算する。
- 附 則（平成24・3・13—宗則77号）
- 1 この宗則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この宗則施行の際現に廃止される第12条第1項第1号の規定による東京首都圏都市開教対策本部が所掌する業務については、直轄寺院規程（平成24年宗則第2号）第2章第1節及び宗務特別開教区基本規程（平成24年宗則第5号）第3条の規定による築地本願寺宗務室に引き継ぐものとする。
- 附 則（平成24・11・5—宗則83号）
- 1 この宗則は、発布の日から施行する。

〔平成20年6月27日〕
〔宗達第14号〕
改正 平成24—宗達40

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 寺院振興対策委員会（第2条—第6条）
- 第3章 都市開教対策本部（第7条—第13条）
- 第4章 補則（第14条・第15条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 寺院振興対策基本規程（平成20年宗則第1号）第19条の規定に基づき、寺院振興支援対策及び国内開教対策の推進に必要な事項は、この宗達
の定めるところによる。

第2章 寺院振興対策委員会

（中央委員会の運営原則）

第2条 中央寺院振興対策委員会（以下「中央委員会」という。）は、教区寺院振興対策委員会（以下「教区委員会」という。）及び沖縄特区寺院振興対策委員会（以下「沖縄特区委員会」という。）との連絡調整、並びに都市開教対策本部（以下「対策本部」という。）との緊密な連絡提携を図り、総合的に運営するものとする。

2 総局は、中央委員会の運営に資するため、対策本部が策定した都市開教の基本方針及び各種調査結果を中央委員会に提示するなど、対策間相互の連携に必要な措置を講じるものとする。

（意見の聴取）

第3条 中央委員会は、必要に応じて、専門的知識を有する者や関係者を招致し、その意見を聞くことができる。

（教区委員会の職務）

第4条 教区委員会は、中央委員会との連絡調整を行い、当該教区の実情に応じた寺院振興支援対策の策定及び推進実施にあたるものとする。

2 前項のほか、教区委員会は、当該教区における国内開教対策の促進に必要な

な調査を行うこととし、必要があるときは、対策本部の協力を求めるものとする。

3 教区委員会の名称は、「〇〇教区寺院振興対策委員会」とする。
（教区委員会の組織基準）

第5条 教区委員会は、当該教区の実情にそい、概ね次の各号に掲げる事項を区令で定めるものとする。

- 一 教区委員会の所掌事項に関すること。
- 二 委員の資格、選任方法、定数及び任期に関すること。この場合において、委員の任期は2会計年度を超えないこと。
- 三 委員長、副委員長その他の役職に関すること。
- 四 常任委員会又は部会などを設置する場合には、その設置に関すること。
- 五 運営費用及び運営方法に関すること。
- 六 前各号のほか、必要なこと。

（沖縄特区委員会）

第6条 前2条の規定は、沖縄特区委員会について準用する。

第3章 都市開教対策本部

（都市開教の促進）

第7条 都市開教圏が包括する教区（以下「指定教区」という。）は、次の各号の定めるところによる。

- 一 中京都市圏 東海教区及び岐阜教区
- 二 京阪神都市圏 京都教区、大阪教区及び兵庫教区
- 2 前項の指定教区に隣接する教区（以下「隣接教区」という。）において、地理的事情及び道路交通状況並びに居住地区の現況その他都市開教の促進に必要な現況がある場合においては、都市開教対策本部長（以下「本部長」という。）は、当該隣接教区の教務所長及び教区委員会と協議して、都市開教促進のための必要な施策を行うことをさまたげるものでない。

3 本部長は、第1項の規定による指定教区内において、都市開教の重点地域を定めることができる。

（対策本部事務局）

第8条 対策本部に事務局を設け、次の職員を置き、宗務員とする。

- 一 室長 1人
- 二 次長 若干人

三 主事 若干人
四 書記 若干人

2 室長は、本部長の申請によって、当該都市圏に属する教務所長たる者について総長が任命し、事務を掌理する。但し、必要に応じて、教務所長以外の宗務員を任用することができる。

3 次長、主事及び書記は、本部長の申請によって、総長が任命し、室長の指揮を受けて、事務を分担処理する。

4 本部長は、第1項に規定する職員のほか、嘱託、用務員その他の職員を採用することができる。

(支部設置の届出)

第9条 対策本部に支部を設けたときは、本部長は、その支部の管轄地区、所在地、支部長の氏名その他必要事項を明示するとともに、関係書類を総局に届出なければならない。

(支部長及び支部事務室)

第10条 前条の規定により設置された支部に、支部長1人を置く。

2 支部長は、本部長に直属して、本部長を助け、支部の管轄地区の都市開教の促進を図り、その事務を掌理する。

3 本部長は、支部に、第8条第1項の規定に準じて、支部事務室を設け、職員を置くことができる。この場合において、第8条第1項第1号の室長は、これを事務長とする。

(都市開教専従員)

第11条 都市開教専従員の任用については、本部長は、その者の待遇、担当地区その他必要な事項を明示し、総長に申請するものとする。

(対策本部連絡協議会)

第12条 都市開教その他の国内開教対策にかかる基本的事項及び現状並びに情報交換その他必要な事項について協議するため、総局に、対策本部連絡協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会の会長は、寺院活動支援部を所管する総務をもって充て、委員は、本部長及び対策本部事務室長をもって組織する。

3 協議会は、必要のつど、会長が招集する。

4 会長は、必要に応じて、宗務関係機関の職員を出席させることができる。(指定教区及び隣接教区以外における国内開教の促進)

第13条 総局は、第7条に規定する指定教区又は隣接教区以外で、特に国内開教対策が必要とされる教区において、前条の協議会の議を経て、国内開教促進のための必要な施策を行うことができる。

第4章 補則

(事務所管)

第14条 第2章の規定による寺院振興対策委員会に関する事務並びに前章の規程による対策本部に共通の事項及び協議会に関する事務は、寺院活動支援部<国内伝道・寺院伝道支援担当>が所管する。

(補則)

第15条 この宗達に定めるもののほか、必要な事項については、総長が決める。

附 則

1 この宗達は、発布の日から施行する。

2 国内開教促進規程施行条例(平成15年宗達第14号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

3 この宗達施行の際現に廃止される旧条例による都市開教対策本部(以下「旧対策本部」という。)事務室及び職員は、この宗達による都市開教対策本部(以下「新対策本部」という。)事務室及び職員とみなす。

4 この宗達施行の際現に廃止される旧条例による旧対策本部の支部、支部長、支部事務室及び職員は、この宗達による新対策本部の支部、支部長、支部事務室及び職員とみなす。

5 この宗達施行の際現に廃止される旧条例による旧対策本部連絡協議会は、この宗達による新対策本部連絡協議会とみなす。

6 この宗達施行の際現に廃止される旧条例により任用された都市開教専従員は、この宗達により任用された都市開教専従員とみなす。

7 本則第2章の規定にかかわらず、教務所長は、教区寺院振興対策委員会の設置等に必要な事項を区令で定める場合において、当該区令を制定するまでの間、あらかじめ必要な準備措置を講じることができるものとする。沖縄県宗務特別区もまた同様とする。

附 則 (平成24・3・30—宗達40号)

この宗達は、平成24年4月1日から施行する。

寺院振興金庫設置規程

〔平成20年2月29日〕
〔宗 則 第 2 号〕

改正 平成24-宗則78

平成27-宗則 8 (附3)

(趣旨)

第1条 寺院振興対策基本規程（平成20年宗則第1号）第18条の規定により、一般寺院（以下「寺院」という。）の振興支援並びに国内開教の促進に必要な資金の積立てを行い、適正かつ効率的な運用を図るため、寺院振興金庫（以下「金庫」という。）を設置する。

(事業)

第2条 金庫は、次の各号に掲げる事業を行う。

- 一 宗門に包括される寺院の振興及び活動の支援並びに統廃合等に必要な資金の貸付、助成その他の財的援助に關すること
- 二 全国各地における開教に必要な資金の貸付及び助成その他の財的援助に關すること

三 全国各地における開教に必要な不動産（土地・建物）の取得及び活用などに関すること

四 前各号のほか、総局が必要と認めたこと

2 前項の規定にかかわらず、宗務特別開教区基本規程（平成24年宗則第5号。以下「特区規程」という。）に基づく開教対策の促進に必要な資金の貸付及び助成金の交付等については、特区規程第3章に基づく宗務特別開教区振興金庫（以下「特区金庫」という。）が行うものとする。

(資金)

第3条 金庫には、次の各号に掲げる資金を繰り入れるものとする。

- 一 国内開教振興金庫設置規程（平成15年宗則第6号）に基づくすべての資金
- 二 親鸞聖人750回大遠忌宗門長期振興計画基本規程（平成17年宗則第8号）に基づく親鸞聖人750回大遠忌宗門長期振興計画推進費から回金された資金
- 三 宗門総合振興計画基本規程（平成27年宗則第8号）に基づく宗門総合振興計画推進費から回金された資金
- 四 宗派会計から回金された資金
- 五 金庫の目的に賛同した者の寄付金
- 六 前各号のほか、総局の指定する資金

2 総局は、常に金庫原資の増殖を図るよう努めなければならない。

(資金の貸付)

第4条 金庫の資金は、次の各号の一に該当する場合において、寺院の住職若しくは

教師たる衆徒の申請により貸付を行うものとする。

- 一 将来若しくは新たに、寺院の設立・移転を目的とした開教拠点又は従たる事務所を設置しようとする者が、当該目的の準備措置として、不動産（土地・建物）の取得若しくは施設設置のために資金を必要とする場合
- 二 都市開教専従員に任用された者が、担当地区における開教活動に従事するにあたり、当初の活動資金を必要とする場合
- 三 寺院活動の振興及び現代社会の課題に応える公益的活動の展開を目的とした、主要な境内建物その他施設・環境の整備のために資金を必要とする場合
- 四 寺院の後継者育成のために就学資金を必要とする場合
- 五 第1号から第3号に該当する者が、当該目的のために、銀行その他金融機関から借入をしている場合において、その返済資金に充当するために必要とする場合
- 六 前各号のほか、寺院振興金庫管理委員会（以下「金庫管理委員会」という。）が認めた場合

2 前項第1号及び第2号に定める資金の貸付は、特区金庫からの資金の貸付を受け

た者は、これを受けることができない。

(助成金)

第5条 総局は、次の各号に掲げる場合に、その申請により、助成金の交付を行うものとする。

- 一 新たに寺院を設立した場合
- 二 新たに宗教法人の設立を目的とした開教拠点となる施設を設置した場合
- 三 過疎地域に所在する寺院その他の寺院の活動支援を目的として、教区が人的支援等を行う場合

四 やむを得ない事由により、寺院が、合併・解散及びこれに伴う施設除却等を行うために、費用の補助が必要であると認めた場合

五 前各号のほか、金庫管理委員会が認めた場合

2 前項第1号及び第2号に定める助成金の交付については、前条第2項の規定を準用する。

3 第1項のほか、総局は、都市開教対策本部における開教活動の促進に必要な経費を助成する。

(不動産の取得・活用)

第6条 総局は、新たな宗教法人の設立を目的とした開教拠点としての活用に資するため、国内開教の必要な地域に不動産（土地・建物）を取得することができる。

2 前項の不動産は、新たに宗教法人を設立しようとする者又は都市開教専従員の申請により、これを開教拠点として貸与することができる。

3 総局は、特に必要があると認めた場合、常務委員会の議決を経て、前項の規定により貸与した不動産を譲渡することができる。

4 前各項の規定にかかわらず、特区規定第3条に基づき首都圏宗務特別開教区における不動産の取得・活用については、別に定めるところにより、築地本願寺宗務長が行うものとする。

(金庫管理委員会)

第7条 総局に、金庫の事業、管理運用及び資金の貸付審査などを行うため、金庫管理委員会を置く。

2 総局は、金庫の管理運用状況について、毎年定期の宗会に報告しなければならない。

(専門企業への委託)

第8条 この宗則の規定による金庫業務について、適正に処理するため、資金及び不動産の運用、貸付業務の一部その他必要な業務を、金融機関その他専門企業に委託することができる。

(特別会計)

第9条 金庫の経理は、特別会計とする。

2 金庫の資金は、これを別途に経理保管するものとし、他の資金と混同し、または他の目的に流用し、若しくはこの宗則の目的に反して使用することはできない。

(宗達への委任)

第10条 この宗則の施行について必要な事項は、宗達で定める。

附 則

1 この宗則は、平成20年4月1日から施行する。

2 国内開教振興金庫設置規程(平成15年宗則第6号。以下「旧規程」という。)は、廃止する。

3 この宗則施行の際現に廃止される旧規程による国内開教振興金庫の事業その他金庫資金に関する事項は、すべてこの宗則による寺院振興金庫が引き継ぐものとする。

4 この宗則施行の際現に廃止される旧規程による特別会計は、この宗則第9条の規定による特別会計が引き継ぐものとする。

5 この宗則施行の際現に廃止される旧規程により専門企業に委託した業務は、この宗則第8条の規定により専門企業に委託して行つた業務とみなす。

附 則 (平成24・3・13—宗則78号)

この宗則は、平成24年4月1日から施行する。

〔平成20年6月27日〕
宗 達 第 1 5 号
改正 平成20—宗達16
平成24—宗達41
平成26—宗達 6

目次

第1章 総則（第1条）	
第2章 貸付（第2条—第10条）	
第3章 助成金（第11条・第12条）	
第4章 不動産の取得・活用（第13条—第17条）	
第5章 金庫管理委員会（第18条・第19条）	
第6章 補則（第20条・第21条）	

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 寺院振興金庫設置規程（平成20年宗則第2号。以下「規程」という。）第

10条の規定に基づき、寺院振興金庫（以下「金庫」という。）の管理運用その他必要な事項は、この宗達の定めるところによる。

第2章 貸付

（貸付の条件）

第2条 金庫資金の貸付は、10100万円を単位とし、次の各号に定める金額及び貸付期間において行う。但し、規程第4条第4号を除く。

一 国内開教の必要が認められる地域において、新たに一般寺院（以下「寺院」という。）の設立を目的とした開教拠点を設置する場合は、30口以下とし、貸付期間は20年以内とする。

二 国内開教の必要が認められる地域において、寺院又は非法人寺院の主たる事務所の移転、又は新たな寺院活動を目的とした従たる事務所を設置する場合は、10口以下とし、貸付期間は10年以内とする。

三 都市開教専従員の当初の開教活動資金として貸付を行う場合は、10口以下とし、貸付期間は20年以内とする。

四 寺院又は非法人寺院の機能の振興を目的として、本堂を新築する場合は、20口以下とし、貸付期間は10年以内とする。但し、本堂修復の場合は、10口以下とする。

五 寺院又は非法人寺院の公益的活動の展開を目的として、社会福祉及び介護等にかかる事業施設や設備の新設・購入、並びに境内建物その他の施設におけるバリアフリー環境の整備を行う場合は、5口以下とし、貸付期間は10年以内とする。

六 銀行その他の金融機関からの借入金の返済資金に充当する場合は、その借入目的に応じ、前各号の金額及び貸付期間とする。

2 総局は、前項第1号の規定により貸付を行う場合で、特に必要と認めたときは、寺院振興金庫管理委員会（以下「金庫管理委員会」という。）の議を経て、貸付金を50口まで増額することができる。

3 総局は、第1項第2号の規定により貸付を行う場合で、特に必要と認めたときは、金庫管理委員会の議を経て、貸付金を30口まで増額することができる。

4 貸付金の利子は、1年につき、貸付金額に貸付年度当初の4月1日現在の日本銀行の定めた公定歩合（基準割引率及び基準貸付利率）に0.5パーセントを加算した数乗じた額とする。

（貸付金の返済）

第3条 貸付金の返済は、元利合計の月単位月賦返済とし、貸付を受けた者（以下「借入者」という。）が、あらかじめ約定した方法により返済するものとする。但し、貸付期間を短縮して、一括返済することをさまたげない。

2 総局は、貸付を受ける者にやむを得ない特別の事由があると認めたときは、金庫管理委員会の議を経て、貸付当初の1年間の返済を据え置くことができる。

3 前項の規定にかかわらず、総局は、前条第1項第3号の規定により貸付を受ける者について、金庫管理委員会の議を経て、貸付当初の10年間の限度に返済を据え置くことができるものとする。

（貸付延滞利子）

第4条 借入者が、貸付金（利子を含む。）を所定の期日までに返済しない場合には、延滞利子を加算する。

2 延滞利子は、貸付利率に10パーセントを加えて、日割計算による。

(貸付申請手続)

第5条 貸付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、所定の貸付申請書に、独立の生計を営み、保証能力のある成人（以下「成人」という。）の連帯保証書及び総局の定める必要書類を添付して、申請するものとする。この場合において、申請者が寺院であるときは、責任役員会の議決を経て代表役員が、非法人寺院であるときは、門徒総代の同意を得、議決機関がある場合にはその機関の議を経て住職が、それぞれ申請するものとする。

2 前項の連帯保証書に記載する連帯保証人については、次の各号の定めるところによる。

一 貸付金額が300以下（以下「300以下」という。）のときは、成人2人以上とする。但し、第2条第1項第3号の規定による貸付を受けようとするときは、成人1人以上とする。

二 貸付金額が300を超えるときは、成人3人以上とし、そのうち1人は申請者の法定相続人とする。但し、総局において、特にやむを得ない事情があると認められる場合には、金庫管理委員会の議を経て、法定相続人以外の者を連帯保証人としてすることができる。

三 第1号の規定にかかわらず、申請者が寺院であって、貸付金額が50以下（以下「50以下」という。）のときは、代表役員の指名する門徒総代2人以上とし、貸付金額が50を超えるときは、代表役員を除く責任役員全員及び代表役員の指名する門徒総代2人以上とする。

四 申請者が非法人寺院であるときは、前号の規定を準用する。この場合において、「代表役員」とあるのは「住職」と、「代表役員を除く責任役員全員」とあるのは「寺族代表者」と読み替えるものとする。

3 前項の規定による連帯保証人に異動が生じたときは、速やかに届出るとともに、当該事由の発生の日から1月以内に、関係書類を提出しなければならない。

4 貸付申請書は、申請者が、所属寺院の住職（非法人寺院の住職を含む。以下「住職」という。）及び所属寺院の存する地域（以下「所属地」という。）の組長の承認を得て、教務所長の進達により、総局に提出するものとする。

5 所属地と当該貸付の目的たる施設の存する地域（以下「目的地」という。）が異なる場合の貸付申請書は、前項の規定によるほか、目的地の組長の承認を得て、

目的地の教務所長の進達により、総局に提出しなければならない。

6 前2項の場合において、都市開教圏における都市開教の促進を当該貸付の目的とするときは、都市開教対策本部長（以下「本部長」という。）の進達によるものとし、それ以外においては、教務所長が教区寺院振興対策委員会（以下「教区委員会」という。）の議を経て進達するものとする。

(就学資金の貸付)

第6条 就学資金の貸付は、寺院後継予定者のすべての大学（短期大学を含む。）及び仏教学院における就学期間を対象に、1年当り50万円以下の金額において、4年間（200万円）を限度として行うものとし、当該就学期間終了の翌年度から10年以内に返済するものとする。

2 前項の規定による貸付を受けようとするときは、住職が申請者となり、所定の貸付申請書に総局の定める必要書類を添付し、所属地の組長の承認を得て、教務所長の進達により、総局に提出しなければならない。この場合においては、成人1人以上の連帯保証書を添付するものとする。

3 第2条第4項、第3条第1項、第4条及び前条第3項の規定は、就学資金の貸付について準用する。

(申請時期)

第7条 貸付申請は、毎年度9月末までに行うものとする。但し、国内開教の促進を当該貸付の目的とする場合は、この限りでない。

(貸付の審査基準)

第8条 貸付の審査は、金庫管理委員会において行うものとし、その審査基準は、概ね、次の各号の定めるところによる。

- 一 貸付の目的及び使途が、規程第4条の規定に該当するか否かに関すること。
- 二 元利金の返済に関して、確実な連帯保証人であるか否かに関すること。
- 三 貸付金の弁済が確実か否かに関すること。
- 四 第3条第2項及び第3項の規定に該当するか否かに関すること。
- 五 前各号のほか、金庫管理委員会が定めた審査基準に該当するか否かに関すること。

(債務の履行)

第9条 借入期間中において、借入者が、宗派を離脱、死亡、失踪、疾病あるいは

経済状況の変化その他の理由により、返済不能となった場合には、連帯保証人がその責を負うものとする。

- 2 前項の規定によるときは、新たな連帯保証人の連帯保証書を添えて、借入者の変更手続をしなければならない。

(専門企業との協定)

- 第10条 規程第8条の規定によるほか、貸付金の回収業務を円滑に行うため、総局の指定する金融機関その他専門企業に、回収業務を委託することができる。

第3章 助成

(助成金交付申請手続)

- 第11条 助成金の交付を受けようとする者は、所定の助成金交付申請書に、総局の定める必要書類を添付して、申請するものとする。この場合において、第5条第1項後段及び同条第4項から第6項まで、並びに第7条の規定は、助成金の交付申請について準用する。

(助成金の交付)

- 第12条 助成金の交付は、前条の申請に基づき、金庫管理委員会の審査を経て、次の各号に定めるところにより行う。

- 一 新たに寺院を設立したときは、100万円を交付する。
二 新たに非法人寺院を設立したときは、50万円を交付する。
三 新たに寺院の設立を目的とした開教拠点（都市開教専従員の駐留拠点を含む。）を設置したときは、20万円を交付する。
四 寺院又は非法人寺院の活動支援を目的として、教区が人的支援を行ったときは、教区に対し、その実施状況に応じて、別に定める基準により交付する。
五 寺院又は非法人寺院が合併・解散及びこれに伴う境内建物の除却を行うときは、その状況に応じ、当該費用の補助として、別に定める基準により交付する。
2 前項のほか、都市開教対策本部に対する助成金の交付については、本部長の申請に基づき、あらかじめ年度予算に計上して行うものとする。

第4章 不動産の取得・活用

(不動産の取得・活用)

- 第13条 金庫資金を費消して不動産（土地・建物）を取得し、又はこれを貸与し、若しくは譲渡しようとする場合において、総局は、あらかじめ金庫管理委員会の

議を経なければならない。

(不動産の取得及び貸与)

- 第14条 総局は、次の各号に掲げる場合において、不動産を取得することができる。

- 一 都市開教圏が包括する教区（以下「指定教区」という。）内で、都市開教の重点地域として定められた地域において、開教拠点設置の必要が認められ、本部長が、当該区域の組長及び教務所長の承認を得て申請したとき。

- 二 前号の指定教区に隣接する教区で、特に都市開教の促進に必要な現況がある地域において、開教拠点設置の必要が認められ、本部長が、当該教区の教務所長及び教区委員会と協議して申請したとき。

- 三 寺院振興対策基本規程施行条例（平成20年宗達第14号）第13条の規定に該当する場合において、開教拠点設置の必要が認められるとき。

- 2 前項の規定により取得した不動産は、その取得目的に従い、開教拠点として活用しようとする者に、これを貸与することができる。

- 3 不動産の貸与は、無償貸与を原則とし、その貸与期間や管理運営等について、あらかじめ必要な契約を締結して行うものとする。

(不動産の貸与申請手続)

- 第15条 不動産の貸与を受けようとする者は、所定の不動産貸与申請書に、総局の定める必要書類を添付して、申請するものとする。この場合において、第5条第4項から第6項までの規定は、不動産の貸与申請について準用する。

(不動産の譲渡)

- 第16条 総局は、前2条の規定により不動産の貸与を受けた者が、当該不動産を基本財産とする宗教法人を設立しようとする場合、その他特に必要と認めた場合において、常務委員会の議決を経て、不動産を譲渡することができる。

- 2 不動産の譲渡は、譲渡金額や支払方法など必要な契約を締結して行うものとする。

(不動産の譲渡申請手続)

- 第17条 第15条の規定は、不動産の譲渡申請手続について準用する。

第5章 金庫管理委員会

(金庫管理委員会の所掌事項)

第18条 金庫管理委員会は、次の各号に掲げる事項をつかさどる。

- 一 金庫資金の確保に関すること
- 二 貸付に関すること
- 三 助成金の交付に関すること
- 四 不動産の取得、貸与及び譲渡に関すること
- 五 金庫の管理運用状況に関すること
- 六 前各号のほか、総局の指示した事項に関すること

(組織)

第19条 金庫管理委員会は、委員長1人及び委員若干人で組織する。

- 2 委員長は、総長の指名する総務をもってあて、会務を統理する。
- 3 委員は、宗務関係機関の職員及び学識経験のある者のうちから、毎会計年度、総長が指名する。

4 金庫管理委員会は、必要のつど、委員長が招集する。

5 金庫管理委員会は、必要に応じて、申請者、地元関係者、学識経験のある者及び専門的知識を有する者を招致して、意見を聴取することができる。

第6章 補則

(事務所管)

第20条 金庫の管理運用及び金庫管理委員会に関する事務は、寺院活動支援部＜国内伝道・寺院伝道支援担当＞が所管する。但し、金庫の事業で、都市開教の促進その他都市開教対策本部に関係する業務の処理については、各都市開教対策本部の協力を得て行うものとする。

(補則)

第21条 この宗達に定めるもののほか、必要な事項については、総長が決める。

附 則

1 この宗達は、平成20年7月1日から施行する。但し、本則第5章の規定は、発布の日から施行する。

2 国内開教振興金庫設置規程施行条例（平成15年宗達第15号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

3 この宗達施行の際現に廃止される旧条例により資金の貸付又は不動産の貸与を受けている者は、この宗達により貸付又は貸与を受けている者とみなす。

4 この宗達施行の際現に廃止される旧条例による国内開教振興金庫管理委員会の所掌事項については、この宗達による寺院振興金庫管理委員会が引き継ぐものとする。

5 本則第7条本文の規定による申請時期については、平成20年度に限り、これを12月25日までとし、同条の規定を準用する場合も同様とする。

附 則（平成20・10・31—宗達16号）

この宗達は、発布の日から施行する。

附 則（平成24・3・30—宗達41号）

この宗達は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26・3・31—宗達6号）

1 この宗達は、平成26年4月1日から施行する。

2 この宗達施行以前に寺院及び非法人寺院を設立した者に対する助成金の交付については、なお従前の規定による。

〔昭和27年3月25日〕
宗 則 第 1 5 号

改正

- 昭和31—宗則10
- 昭和34—宗則 4
- 昭和59—宗則 5
- 平成16—宗則 4
- 平成16—宗則17
- 平成20—宗則 3
- 平成24—宗則43
- 平成27—宗則 3
- 平成30—宗則 4

目次

- 第1章 総則 (第1条—第5条)
- 第2章 設立 (第6条・第7条)
- 第3章 管理
- 第1節 住職、住職代務、兼務住職及び副住職 (第8条—第15条)
- 第2節 法人の役員 (第16条—第24条)
- 第3節 寺族及び門徒総代等 (第25条—第29条)
- 第4節 備付表簿 (第30条)
- 第4章 財務 (第31条—第38条)
- 第5章 事業等 (第39条・第40条)
- 第6章 補則 (第41条—第47条)

附則

第1章 総 則

(この宗則の趣旨)

第1条 宗法第4章及び宗規第4章の規定による一般寺院についての基本的な事項及び手続等に関しては、特に定める場合を除いて、この宗則の定めるところによる。
(用語の定義)

第2条 この宗則における用語の意義は、次のとおりとする。

- 一 寺院とは、特に定める場合を除いて、一般寺院をいう。
- 二 住職とは、一般寺院の住職をいう。
- 三 住職代務とは、一般寺院の住職代務をいう。

(寺院の目的)

第3条 寺院は、浄土真宗の教義をひろめ、法要儀式を行い、その寺院に所属する僧侶、寺族、門徒、信徒その他の者を教化育成し、公共の福祉に貢献することを目的とし、その他この目的を達成するための業務及び事業並びに礼拝の施設などの財産の維持管理を行う。

(寺院の責務)

第4条 寺院は、宗門及び本山本願寺を永世護持し、宗門の規則を誠実に遵守しなけ

ればならない。

(寺院に対する援助)

第5条 総局は、寺院の不動産その他の重要財産が火災その他の災害によって滅失し、又は著しい災害を被ったときは、別に定めるところにより、その修復に必要な経費を援助することができる。

第2章 設 立

(寺則の承認)

第6条 寺院を設立しようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した寺則を作成し、所轄庁に認証の申請をする以前に、所定の書類を添え、組長及び教務所長を経由して、総長の承認を受けなければならない。

- 一 目的
 - 二 名称
 - 三 事務所の所在地
 - 四 宗教法人「浄土真宗本願寺派」の被包括団体であることの明示
 - 五 住職、住職代務に関する事項
 - 六 代表役員、責任役員、代務者、仮代表役員、仮責任役員及び門徒総代その他の機関に関する事項
 - 七 門徒に関する事項
 - 八 財産管理その他の財務に関する事項
 - 九 事業を行う場合には、その種類及び管理運営又は収益処分に関する事項
 - 十 公告の方法
 - 十一 寺則の変更に関する事項
 - 十二 移転、合併及び解散に関する事項
 - 十三 宗派との制約事項
 - 十四 その他前各号に関連した事項を定めた場合には、その事項
- 第7条 この宗派以外の包括団体に包括される宗教法人がこの宗派に属しようとするときは、その代表者は、前条の規定に準じて、所轄庁に認証の申請をする以前に、総長の承認を受けなければならない。

第3章 管 理

第1節 住職、住職代務、兼務住職及び副住職

(住職)

- 第8条 寺院には、住職1人を置く。
- 2 住職は、その寺院に所属する教師のうちから、当該寺院が申請した者について、門主が任命し、寺務を主宰する。

(住職代務)

- 第9条 宗規第45条第2項の規定に該当した場合には、住職代務1人を置く。
- 2 住職代務は、教師のうちから、寺院が申請した者について、総長が任命し、住職に代ってその職務を行う。
- 3 住職代務の任期は、2年とし、再任されることができる。但し、特別の事由がある場合には、寺院の申請により、総長の承認を得て、住職代務の任期を4年とする

ことができる。

- 4 住職代務は、代務する寺院の僧侶として、宗会議員の選挙権及び被選挙権並びに教区会議員の被選挙権を有しないとともに、組長及び副組長にも就任できない。
- 5 住職代務は、その置くべき事由がなくなつたときは、当然その職を退かなければならない。

(兼務住職)

第10条 住職が死亡その他の事由によって欠けた場合において、相当の期間後任住職の任命の申請をすることができないなど特に必要と認められる事由があるときは、寺院の申請により、総長は、当該寺院以外の寺院に所属する住職を当該寺院の住職(以下「兼務住職」という。)として任命することができる。

- 2 住職が兼務できる寺院は、自己が所属する寺院の所在する組内の寺院及びそれに隣接する組内の寺院を原則とし、自己が所属する寺院を除いて2か寺以内とする。
- 3 兼務住職の任期は、4年とし、再任されることができ。
- 4 兼務住職は、当該寺院の寺務を主宰し、その置くべき事由がなくなつたとき、又は自己が所属する寺院の住職を退任した時は、その職を退かなければならない。
- 5 前条第4項の規定は、兼務住職について準用する。

(住職、住職代務及び兼務住職の任命申請)

第11条 寺院が住職、住職代務又は兼務住職の任命を申請しようとするときは、住職、住職代務又は兼務住職が次の各号に掲げる者の同意を得て、行うものとする。但し、住職代務又は兼務住職が申請する場合には、次の各号に掲げる者のほか、寺族代表者の同意を得なければならぬ。

一 就任を予定されている者

二 責任役員

三 門徒総代

- 2 前項のほか、兼務住職を申請しようとするときは、申請しようとする兼務住職が所属する寺院の責任役員及び門徒総代の同意を得なければならない。

第12条 寺院が住職、住職代務又は兼務住職の任命を申請しようとする場合において、住職、住職代務又は兼務住職が共にないときは、責任役員の互選した者(代表役員又はその代務者がいるときはその者)が、前条第1項但書の規定に従い、任命の申請を行うものとする。

第13条 住職、住職代務又は兼務住職が死亡その他の事由によって欠けたときは、直ちに後任の住職又は住職代務を置かなければならない。

第14条 宗規第45条第4項の規定に基づき、住職又は住職代務が特命されたときは、当該寺院の住職又は住職代務は、特命された住職又は住職代務の在任中、当該寺院の寺務に従わざるものとする。

(副住職)

- 第15条 寺院に、副住職2人以内を置くことができる。
- 2 副住職は、その寺院に所属する教師のうちから、住職の申請によって、総長が任命する。
- 3 副住職は、住職を補佐して、寺門の護持発展に努めるものとする。

第2節 法人の役員

(代表役員及び責任役員)

第16条 寺院には、責任役員3人以上を置き、そのうち1人を代表役員としなければならない。

(職務)

第17条 代表役員は、法人を代表し、その事務を総理する。

2 責任役員は、寺院の事務の決定に加わるほか、住職及び代表役員を補佐して、寺門の護持発展に努めるものとする。

3 代表役員及び責任役員がその職務を執行するに当って、住職が責任役員に加わっていないときは、十分住職の意思を尊重しなければならない。

第18条 第11条及び第12条の規定は、宗規第46条第2項但書の規定によって住職以外の者が代表役員の代務者に就任しようとする場合の任命の申請について準用する。

(任期)

第19条 住職以外の者が代表役員に就任したときは、その代表役員の任期は、4年とする。但し、再任されることができ。

2 前項の規定は、代表役員以外の責任役員の任期について準用する。但し、住職が責任役員であるときは、この限りでない。

3 代表役員及び責任役員は、退任又は任期満了の後でも後任者が任命される時まで、なおその職務を行うものとする。

4 代表役員及び責任役員が、宗規第46条第3項各号に掲げる該当資格を失つたときは、退任したものとする。

第20条 第13条の規定は、代表役員又は責任役員が欠けた場合に準用する。

(代務者)

第21条 代表役員及び責任役員が、次の各号のいずれかに該当したときは、代務者を置かなければならない。

一 代表役員又は責任役員が死亡その他の事由によって欠けた場合において、速やかに後任者を選ぶことができないとき

二 代表役員又は責任役員が病氣その他の事由によって3か月以上その職務を行うことができないとき

(代務者の職務)

第22条 代務者は、寺則の定めるところにより、代表役員又は責任役員に代つてその職務を行い、その置くべき事由がなくなつたときは、当然その職を退くものとする。

(仮代表役員及び仮責任役員)

第23条 代表役員は、その寺院と利益が相反する事項については、代表権を有しない。この場合においては、当該寺院が所在する教区の教務所長又は教務所長が指名する者が仮代表役員となり、当該寺院を代表する。

2 責任役員は、その寺院と特別の利害関係がある者の員数が責任役員の定数の過半数に満たない。この場合において、議決権を有する者の員数が責任役員の定数の過半数に満た

ないこととなったときは、寺則で定めるところにより、その過半数に達するまでの員数以上の仮責任役員を選ばなければならない。

(職務)

第24条 仮代表役員及び仮責任役員は、該当事項について、代表役員及び責任役員に代ってその職務を行う。

第3節 寺族及び門徒総代等

(寺族、坊守及び寺族代表者)

第25条 寺院に、寺族、坊守及び寺族代表者を置き、その選定方法などについては、別に定める。

(門徒)

第26条 門徒になろうとする者は、当該寺院の門徒名簿に登録を申請しなければならない。

2 門徒が、所属寺院を転換し、又は離脱しようとするときは、当該寺院の門徒名簿の抹消を申請しなければならない。

3 門徒名簿の登録及び抹消は、住職が行い、その旨を総局に届け出るものとする。(門徒総代)

第27条 寺院には諮問機関として、門徒総代を置く。

2 門徒総代は、寺則の定めるところにより、その職務を行い、住職及び代表役員を補佐して、その諮問に応じて意見を具申するものとする。

(門徒総代の任期及びその解任)

第28条 門徒総代の任期は、4年とする。但し、再任されることができる。

2 門徒総代がその職務の執行に当り、正しくない行為のあったときは、住職は、責任役員の同意を得て、解任することができる。

3 住職は、門徒総代を委嘱又は解任したときは速やかにその者の氏名、住所その他必要な事項を総局に届け出なければならない。

(機関の設置)

第29条 寺院には、門徒総代のほか、必要に応じて、顧問、参与、世話係その他の機関を設けることができる。

2 前条第2項の規定は、前項の機関の職にある者について準用する。

第4節 備付表簿

第30条 寺院には、常に次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え、これらを整備するものとする。

一 寺則及び所轄庁の認証書

二 役員名簿

三 寺族名簿及び坊守名簿

四 門徒名簿

五 過去帳又はこれに類する帳簿

六 境内建物及び境内地の図面

七 財産目録

八 資産の状況を表わす書類

九 責任役員その他寺則で定めた機関の議事録及び事務処理簿

十 事業を行う場合にはその事業に関する書類

十一 その他必要な書類

2 前項第5号の規定による過去帳又はこれに類する帳簿の取扱いについては、同朋教団の本旨に反しないよう、その取扱いについての基準を定めるものとする。

第4章 財務

(財産の管理)

第31条 寺院の財産は、代表役員が管理する。

2 代表役員は、その保護管理する財産については、寺則の定めるところに従い、常に良好の状態において管理し、寺院の目的以外の目的のために使用し、又は濫用してはならない。

(財産の区分)

第32条 寺院の財産は、特別財産、基本財産及び運用財産とする。

2 特別財産は、次の各号に掲げる財産とする。

一 本尊、影像その他礼拝の対象となる有体物

二 法物

3 基本財産は、次の各号に掲げる財産とする。

一 不動産

二 宝物

三 基本財産として指定寄附を受けた有価証券、現金その他の動産

四 基本財産に編入することを責任役員が議決した有価証券、現金その他の動産

4 運用財産は、次の各号に掲げる財産とする。

一 懸志

二 基本財産から生ずる果実

三 特別財産及び基本財産以外の財産並びに雑収入

(特別財産、基本財産の設定及び変更)

第33条 特別財産若しくは基本財産の設定又はその変更は、責任役員の決定を経て、代表役員が行う。但し、住職が責任役員に加わっていないときは、住職の同意を得て行う。この場合において、住職がないときは、寺族代表者の同意を得るものとする。

(財産の保管方法)

第34条 寺院は、その不動産は必要な登記をし、基本財産たる現金は、不動産若しくは確実な有価証券に替え、又は確実な銀行に預け、その他適当な方法で管理するようにするものとする。

(財産処分等の手続)

第35条 寺院が、次の各号に掲げる行為をしようとするときは、門徒総代に諮問し、住職が責任役員に加わっていないときは、住職の承認を得、その行為の少なくとも1か月前に門徒その他の利害関係人に対し、その行為の要旨を示して、その旨を公告するものとする。但し、第3号から第5号までに掲げる行為が緊急の必要に基づくものであり、又は軽微のものである場合及び第5号に掲げる行為が一時の期間に

かかるものである場合は、この限りでない。

- 一 不動産又は財産目録に掲げる宝物を処分し、又は担保に供すること
- 二 借入（当該会計年度内の収入で償還する一時の借入を除く。）又は保証をすること
- 三 主要な境内建物の新築、改築、増築、移築、除却又は著しい模様替をすること
- 四 境内地の著しい模様替をすること
- 五 主要な境内建物の用途若しくは境内地の用途を変更し、又はこれらを寺院の目的以外の目的のために供すること

（予算の編成）

第36条 寺院の毎会計年度におけるすべての収入及び支出は、すべて会計年度開始前に予算に編成するものとする。

（財産目録及び決算の作成）

第37条 寺院の財産目録及び決算は、毎会計年度終了後3か月以内に作成するものとする。

（会計年度）

第38条 寺院の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終るものとする。

第5章 事業等

（事業）

第39条 寺院は、浄土真宗の教義に基づき、第3条の目的に反しない限り、公益事業又は公益事業以外の事業を行うことができる。

- 2 前項の事業を経営する寺院は、その事業を行うために必要な手続きをした後、その名称、目的、所在地、種類、機関、財務その他必要な事項を記載して、総局に届け出るものとする。

（講社その他の所属団体）

第40条 寺院は、その目的達成に資するため、講社その他の所属団体を組織することができる。

- 2 講社その他の所属団体を組織したときは、住職は、前条第2項の規定に準じ総局に届け出るものとする。

第6章 補 則

（寺則の変更）

第41条 寺院が寺則を変更しようとするときは、門徒総代に諮問し、責任役員3分の2以上の多数の議決を経て、総長の承認を受けた後、所轄庁に認証の申請をするものとする。この場合において、住職が責任役員に加わっていないときは、責任役員の議決に先立ち住職の同意を得なければならない。

- 2 前項の規定によるほか、寺院が従たる事務所を設置する場合には、従たる事務所を設置しようとする地域の組長及び教務所長の承認を経なければならない。

- 3 第1項の規定は、寺院が移転、合併、解散をしようとする場合に準用する。

（登記に関する届出）

第42条 寺院が設立、合併、解散の登記その他必要な登記をしたときは、遅滞なく

登記簿の謄本又はその登記した事項にかかる抄本を添えて、その旨を総局に届け出るものとする。

（報告）

第43条 寺院は、宗務機関から寺院の経営に関する報告を求められたときは、文書で報告するものとする。

（欠格）

第44条 宗規第13条の規定は、寺院の住職、住職代務、副住職、法人の役員及び門徒総代の欠格について準用する。但し、同条第4号中「軽戒」とあるのは「重戒」と読み替えるものとする。

（寺院に対する規制）

第45条 寺院が宗門の規則に従わず、及びその寺則に違反して公共の福祉を害するような行為があったときは、総局は、適当な指示を与え、又はその他の処置をとることができる。

（公告についての処置）

第46条 寺院は、その公告した事項について、門徒その他の利害関係人が、その意見を申し述べたときは、その意見を十分に考慮して、適切な方途を講じるように努めるものとする。

（宗達への委任）

第47条 この宗則の施行について必要な事項は、宗達で定める。

附 則

- 1 この宗則は、宗規施行の日から施行する。（27・5・31）
- 2 寺院規程（昭和21年宗則第8号）は、廃止する。
- 3 この宗則施行の際現に存する前項の寺院規程（以下「旧規程」という。）による寺院（宗教法人たる教会を除く。以下同じ。）は、この宗則施行後も、旧規程による寺院として存続することができる。
- 4 旧規程は、前項の寺院については、寺院が宗教法人法による新宗教法人として設立の登記を完了する時まで、なおその効力を有する。
- 5 宗教法人法附則第5項及び第6項の規定により、第3項の寺院が新宗教法人となろうとするときは、第2章の規定に従い、寺則を作成し、総長の承認を受けなければならない。
- 6 旧規程による寺院が、前項の規定により、昭和27年10月2日までに、新宗教法人となろうとする申請をしなかつたときは、届出のない限り解散したものとみなして、当該寺院を宗務所備付の寺院台帳から削除することができる。
- 7 当分の間、宗教法人でない教会に関する事項は、宗達で定めるところによる。

附 則（昭和31・3・25—宗則10号）

この宗則は、発布の日から施行する。

附 則（昭和34・4・1—宗則4号）

この宗則は、発布の日から施行する。

附 則（昭和59・3・9—宗則5号）

この宗則は、発布の日から施行する。

- 規定による場合の承認に関すること。

三 宗門福祉共済年金制度規程施行条例（平成１５年宗達第１６号）第２条（加入者の加入手続）第２項の規定による場合の認印に関すること。

四 前各号のほか、責任委員会の議決により委任された事項

第６条第１項中「住職代務が当該名簿の抹消を行うときは」を「寺院規程第１０条の規定による住職又は住職代務が当該名簿の抹消を行うときは」に改める。

5 総局は、この宗則施行の日にかかわらず、あらかじめ必要な準備措置を講じることができるものとする。
- 附 則（平成１６・３・３・１０—宗則４号）

1 この宗則は、発布の日から施行する。

2 宗教法人法の改正に伴う宗務措置に関する宗則（平成８年宗則第４号）は、廃止する。

附 則（平成１６・１・１・２—宗則１７号）

この宗則は、発布の日から施行する。

附 則（平成２０・２・２・２—宗則３号）

この宗則は、平成２０年４月１日から施行する。

附 則（平成２４・２・１・１—宗則４３号）

1 この宗則は、平成２４年４月１日から施行する。

2 この宗則施行の際現に存する宗教法人たる教会は、この宗則による一般寺院とみなす。この場合において、現に教会の管理者たる者は、この宗則による一般寺院の住職とみなす。

附 則（平成２７・３・３・２—宗則４号）

この宗則は、発布の日から施行する。

附 則（平成３０・３・３・２—宗則４号）

1 この宗則は、平成３０年４月１日から施行する。

2 僧侶規程（昭和２１年宗則第９号）の一部を次のように変更する。

第９条の３第１項中「住職代務」を「住職代務及び寺院規程（昭和２７年宗則第１５号）第１０条の規定による住職に改める。

3 冥加金規程（昭和２２年宗則第３７号）の一部を次のように変更する。

別表中

種 別	金 額	備 考
住職就任申請冥加	15万円	

「

種 別	金 額	備 考
住職就任申請冥加	15万円。但し、寺院規程(昭和27年宗則第15号)第10条の規定に基づき申請の場合は、7万円とし、再任の場合を除く。	

」

- 改める。
- 4 寺院規程（平成１６年宗則第１１号）の一部を次のように変更する。
- 第５条第３項を次のように改める。
- 3 寺族代表者は、次の各号に掲げる事項を行う。
- 一 寺院規程（昭和２７年宗則第１５号）第１１条（住職、住職代務及び兼務住職の任命申請）及び第３３条（特別財産、基本財産の設定及び変更）の規定による場合の同意に関すること。
- 二 僧侶規程（昭和２１年宗則第９号）第７条（衆徒の所属寺院変更）第２項の

2022(令和4)年度 寺院振興支援対策
＜推進ガイドライン＞

2022（令和4）年6月発刊

発行・編集 寺院活動支援部＜過疎地域対策担当＞